

## 第3編 資料編

## 1-(1) 令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準

(目的)

第1条 この基準は、県内建設業者の資格審査を行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格審査 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第2条第1項に規定する建設工事であって、和歌山県が執行するものに限る。以下同じ。）に係る条件付き一般競争入札に参加しようとする者の資格を審査することをいう。
- (2) 主たる営業所 建設業法第2条第2項に規定する建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1の営業所をいう（本社、本店等の名称を称する営業所であっても、その所在又は実態を把握できないものを除く。）。
- (3) 建設業許可 建設業法第3条第1項の規定による許可をいう。
- (4) 建設業許可業者 建設業許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (5) 県内建設業者 建設業許可業者のうち、和歌山県内に主たる営業所を有する者をいう。
- (6) 経営に影響力を有する者 法人にあつては建設業法第5条第3号に規定する役員等といい、法人以外の者にあつては、これらに相当すると認められるものをいう。
- (7) 暴力団関係者等 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第6条第1号に規定する暴力団関係者等をいう。
- (8) 公共機関 刑法（明治44年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪の規定の適用を受ける公務員が属する全ての機関（国、地方公共団体、地方公社等）をいう。
- (9) 資格認定 建設工事に係る条件付き一般競争入札に応札する資格を認めることをいう。
- (10) 許可業種 建設業許可業者が受けた許可に係る建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類をいう。

(欠格事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格認定を受けることができない。

- (1) 県内建設業者でない者
- (2) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地方自治法施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当することとなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 和歌山県が課する税の全て（その滞納処分費を含む。）、消費税又は地方消費税に未納がある者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第41条第1項に基づく更生手続の開始が決定された者及び民事再生法（平成11

- 年法律第 225 号。以下「民事再生法」という。) 第 33 条第 1 項に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。
- (6) 次に掲げる者のいずれかが暴力団関係者等又は和歌山県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- ア 建設業許可業者
  - イ 建設業許可業者の使用人（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「建設業法施行令」という。）第 3 条に規定する使用人をいう。）
  - ウ 建設業許可業者の法定代理人
  - エ 建設業許可業者の経営に影響力を有する者
  - オ 建設業許可業者の法定代理人の経営に影響力を有する者
- (7) 審査対象となる経営事項審査に係る建設業法第 27 条の 29 に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が、「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」若しくは「解体」のいずれかである場合には、当該許可業種ごとの平均完成工事高が 250 万円以下である者、又は総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」若しくは「清掃施設」のいずれかである場合には、当該許可業種の種類ごとの平均完成工事高が 0 円である者。
- (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
- カ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - キ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - ク 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (9) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (10) 会社更生法第 17 条に規定する更生手続開始の申立てを行っている者で同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けていない者又は民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てを行っている者で、同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けていない者
- (11) 入札参加資格審査申請書及び添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載をしなかった者
- (12) 建設業許可業者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から審査基準日時点で 5 年を経過した者を除く。）
- (13) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる者
- (14) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- (15) 前 2 号のいずれかに該当した後、審査基準日時点で 1 年を経過しない者
- (16) 第 6 号又は第 11 号に該当することを理由に資格認定を取り消された後、その取消しの日から審査基準日時点で 5 年を経過しない者

## (認定保留事由)

- 第3条の2 資格審査の申請時において、建設業許可業者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、不起訴又は無罪の判決が確定していない者については、その不起訴又は無罪の判決が確定するまで、資格認定の申請を行うことはできないものとする。
- 2 前項の者が、不起訴又は無罪の判決が確定した旨を申し出て、その事実が確認できた場合には、速やかに資格審査の申請を受け付けて、その審査を行うものとする。

## (資格審査の実施)

- 第4条 資格審査は、2年ごとに定期の審査（以下「定期審査」という。）を行うものとする。
- 2 定期審査を行った後、次の定期審査を行うまでの期間に別表の資格審査の区分欄に掲げる追加の申請に係る資格審査（以下「追加審査」という。）を行うものとする。
- 3 資格審査は、許可業種ごとに行うものとする。

## (審査基準日)

- 第5条 前条第1項に規定する定期審査の審査基準日は、令和6年1月1日とする。
- 2 前条第2項に規定する追加審査の審査基準日は、別表の審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた審査基準日欄に掲げる日とする。

## (資格審査申請の方法)

- 第6条 和歌山県が執行する建設工事の条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札に係る資格審査を申請し、資格認定を受けなければならない。
- 2 資格審査の申請の方法は、別に定め、和歌山県のホームページ等で公表する。

## (資格の認定)

- 第7条 資格認定は、和歌山県建設工事等入札参加資格審査会（その組織、運営等については別に定める。以下「審査会」という。）の意見を徴した上で、行うものとする。

## (認定の期間)

- 第8条 定期審査の資格認定の有効期間は、令和6年6月1日から令和8年5月31日までとする。
- 2 追加審査の資格認定の有効期間は、別表の審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた資格認定期間欄に掲げる期間とする。

## (認定の取消)

- 第9条 資格認定を受けた者が第3条各号（第10号を除く。）のいずれかに該当することとなった場合には、審査会の意見を徴した上で、その資格認定の全部又は一部を取り消すことができる。

## (応札の差し控え)

- 第10条 資格認定を受けた者は、第3条第10号に該当することとなった場合は、第18条の規定による総合点数の再算定を受けるまでの間は、応札できないものとする。

(資格の承継)

第11条 資格認定を受けた者が、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った場合又は資格認定を受けた者から資格認定に係る事業譲渡を受けた場合は、それぞれ当該資格認定を承継できるものとする。

2 前項の承継の手続については別に定める。

(総合点数の算定等)

第12条 資格認定に際しては、次の各号に掲げる事項ごとに別に定める令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準(以下「総合点数算定基準」という。)に基づき総合点数を算定し、その結果を通知する。

(1) 客観的事項

(2) 和歌山県独自事項

2 前項第1号の客観的事項は、特別な場合を除き、次に掲げる経営事項審査の結果を基に算定する。

(1) 定期審査においては、資格認定を受けようとする者が受審した令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間における決算日を対象とする経営事項審査

(2) 追加審査においては、資格認定を受けようとする者が受審した別表の審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた経営事項審査に係る期間欄に掲げる期間における決算日を対象とする経営事項審査

3 第1項第2号の和歌山県独自事項に係る総合点数は、別に定めるものを除き、審査基準日における次の各号に掲げる項目について算定するものとする。

(1) 独占禁止法の遵守体制の整備

(2) 暴力団排除への取組

(3) 災害時等対応重機の所有

(4) 災害時対応仮設資材の所有

(5) 大規模災害時の応急対策業務の取組

(6) 災害時等緊急対応への貢献

(7) ISO9000シリーズの認証取得

(8) ISO14000シリーズの認証取得

(9) エコアクション21の認証取得

(10) 産業廃棄物の処理体制

(11) 労働安全衛生法関係資格者数

(12) 労働災害防止への取組

(13) 常時雇用者の確保

(14) 障害者雇用

(15) 建設業関連学科新規卒業者雇用

(16) 次世代育成支援等への取組

(17) 完全週休二日制への取組

(18) 工事成績

(19) 高得点工事成績

(20) 和歌山県優良工事表彰

(21) 技術者数

(22) 優秀施工者国土交通大臣顕彰

## (23) 技術力向上への取組

(加点のための再算定を申請できる項目)

第13条 資格認定後、前条第3項各号(第11号、第18号、第21号及び第23号を除く。)のいずれかについて総合点数算定基準を満たした場合には、総合点数の再算定を申請できるものとする。

(減点のための再算定を申請しなければならない項目)

第14条 資格認定後、第12条第3項各号(第2号、第6号、第11号、第13号、第18号から第21号まで及び第23号を除く。)のいずれかについて、総合点数算定基準を満たさなくなった場合、総合点数が減少する場合又は申請内容に変更(第12条第3項第3号又は第4号に係るものに限る。)が生じた場合にあつては、総合点数の再算定を申請しなければならない。

2 第12条第3項第5号又は第12号に掲げる項目については、これらの号に規定する取組に係る団体による和歌山県への脱退の通知をもって再算定の申請があつたものとみなし、当該団体に係る資格認定を受けた者に対し、再算定の上、その結果を当該資格認定を受けた者に通知する。

(再算定申請締切日)

第15条 総合点数の再算定の申請の締切日は、再算定の原因となる事実が発生した日から30日後とする。ただし、第11条に規定する資格の承継の場合には、この限りでない。

(再算定申請の方法)

第16条 総合点数の再算定の申請の方法は、別に定める。

(定期再算定の実施)

第17条 定期の再算定は、次の各号に定める期間に提出のあつた再算定の申請に基づき行うものとする。この場合において再算定の総合点数は、当該各号に定める日から効力を有する。

- (1) 令和6年1月2日から令和6年10月31日まで 令和6年12月1日
- (2) 令和6年11月1日から令和7年4月30日まで 令和7年6月1日
- (3) 令和7年5月1日から令和7年10月31日まで 令和7年12月1日

(随時再算定の実施)

第18条 随時の再算定は、次に掲げる場合に限り、行うものとする。

- (1) 第10条の規定に基づき応札できない者が、会社更生法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定又は民事再生法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受け別に定める基準に基づき再算定の申請を行った場合
  - (2) 第11条に規定する資格の承継を行った者が再算定の申請を行った場合
  - (3) その他知事が特に必要と認める場合
- 2 前項第1号の申請の方法は、別に定める。

(変更等の届出)

第19条 和歌山県知事から建設業許可を受けかつ資格認定を受けた者については、第13条、第14条又は前条の規定による申請の場合を除き、建設業法第11条第1項に規定にする変更届

をもって資格認定に係る変更届の提出があったものとみなす。

- 2 国土交通大臣から建設業許可を受けかつ資格認定を受けた者は、建設業法第3条に規定する許可の更新に係る許可申請書又は建設業法第11条に規定する変更届を国土交通大臣に提出したときは、遅滞なくその申請書又は届の写しを提出するものとする。
- 3 資格認定を受けた者が第3条第1号に該当するにいたった場合は、遅滞なくその旨届け出るものとする。

(格付け)

第20条 格付けは、別に定める基準に基づき、資格認定を受けた者の総合点数を基に行うものとする。

(苦情申立て)

- 第20条の2 第3条の規定により資格認定を受けることができなかつた者又は第9条の規定により認定を取り消された者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。
- 2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
    - (1) 申立者の商号又は名称及び住所
    - (2) 申立てに係る措置
    - (3) 申立ての趣旨及び理由
    - (4) 申立ての年月日
  - 3 第1項の申立ては、当該措置の日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

(苦情申立てに対する回答等)

- 第20条の3 前条第1項の苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（和歌山県の休日等を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の機関の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前述の期間を延長することができるものとする。
  - 3 前条第3項に規定する苦情の申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、前条第1項の苦情の申立てを却下することができるものとする。

(指名競争入札への適用)

第21条 真にやむを得ない理由により指名競争入札を行う場合には、資格認定を受けた者のうちから指名する者を選定した上で実施するものとする。

(認定資格の公表)

第22条 入札参加資格審査制度の透明性の一層の向上を図るため、資格審査の結果（資格認定を受けた者、その総合点数及びその格付け）は和歌山県ホームページ等を通じて公表する。

(その他)

第23条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この基準は、平成19年11月13日から施行する。

## 附 則

この基準は、平成21年2月12日から施行する。

## 附 則

この基準は、平成21年4月14日から施行する。

## 附 則

この基準は、平成21年12月19日から施行する。

## 附 則

この基準は、平成23年2月23日から施行する。

## 附 則

1 この基準は、平成23年12月13日から施行する。

2 この基準は、平成24・25年度入札参加資格に適用し、平成22・23年度入札参加資格については、なお従前の例による。

## 附 則

1 この基準は、平成24年1月25日から施行する。

2 この基準は、平成24・25年度入札参加資格に適用し、平成22・23年度入札参加資格については、なお従前の例による。

## 附 則

この基準は、平成24年12月11日から施行する。

## 附 則

1 この基準は、平成25年12月4日から施行する。

2 この基準は、平成26・27年度入札参加資格に適用し、平成24・25年度入札参加資格については、なお従前の例による。

## 附 則

1 この基準は、平成27年11月9日から施行する。

2 この基準は、平成28・29年度入札参加資格に適用し、平成26・27年度入札参加資格については、なお従前の例による。

## 附 則

1 この基準は、平成29年12月26日から施行する。

2 この基準による改正後の平成30・31年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、平成30・31年度入札参加資格に適用し、平成28・29年度入札参加資格については、なお従前の例による。

## 附 則

1 この基準は、令和元年12月9日から施行する。

2 この基準による改正後の令和2・3年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和2・3年度入札参加資格に適用し、平成30・31年度入札参加資格については、なお従前の例による。

## 附 則

1 この基準は令和3年12月9日から施行する。

2 この基準による改正後の令和4・5年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和4・5年度入札参加資格に適用し、令和2・3年度入札参加資格については、なお従前の例による。



## 附 則

- 1 この基準は令和5年12月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和6・7年度入札参加資格に適用し、令和4・5年度入札参加資格については、なお従前の例による。

## 別表

資格審査の区分	受付期間	審査基準日	経営事項審査に係る期間	資格認定期間
第1回追加審査	令和6年6月7日 から 令和6年6月21日	令和6年6月1日	令和5年1月1日 から 令和5年12月31日	令和6年9月1日 から 令和8年5月31日
第2回追加審査	令和6年9月6日 から 令和6年9月24日	令和6年9月1日	令和5年3月1日 から 令和6年2月28日	令和6年12月1日 から 令和8年5月31日
第3回追加審査	令和6年12月6日 から 令和6年12月20日	令和6年12月1日	令和5年7月1日 から 令和6年6月30日	令和7年3月1日 から 令和8年5月31日
第4回追加審査	令和7年3月7日 から 令和7年3月24日	令和7年3月1日	令和5年10月1日 から 令和6年9月30日	令和7年6月1日 から 令和8年5月31日
第5回追加審査	令和7年6月6日 から 令和7年6月20日	令和7年6月1日	令和6年1月1日 から 令和6年12月31日	令和7年9月1日 から 令和8年5月31日
第6回追加審査	令和7年9月5日 から 令和7年9月22日	令和7年9月1日	令和6年3月1日 から 令和7年2月28日	令和7年12月1日 から 令和8年5月31日

## 1-(2) 令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準

(趣旨)

第1条 この取扱い基準は、令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「資格審査基準」という。）に定める総合点数の算定について、必要な事項を定める。

(技術者)

第2条 技術者とは次の各号に掲げる条件の全てに該当する者をいう。

- (1) 1か月の賃金が8万円以上であること又は個人事業主の専従者であること。
- (2) 営業所又は工事現場において、1か月のうち概ね15日以上建設業に係る業務に従事していること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の項目及び基準（同条第3項において国土交通大臣が定めることとされた平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下「基準等告示」という。）第一の三の1に定める技術職員に該当する者であること。

(総合点数の算定)

第3条 資格審査基準第12条第2項に規定する客観的事項に係る総合点数（この項において「客観点数」という。）は、資格審査取扱い基準第2条第10号に規定する許可業種に応じた、経営事項審査に係る建設業法第27条の29第1項に規定する建設工事の種類ごとの総合評価値をもって客観点数として算定する。

2 資格審査基準第12条第3項に規定する和歌山県独自事項に係る総合点数は、次の各号に掲げる項目ごとに、当該各号に定める点数とし、資格認定を受けようとする者の許可業種ごとに全各号の点数を合計して得た点数をもって算定する。

- (1) 資格審査基準第12条第3項第1号に掲げる独占禁止法の遵守体制の整備 審査基準日において別に定める基準に該当する場合には、全ての許可業種に対して30点
- (2) 資格審査基準第12条第3項第2号に掲げる暴力団排除への取組 審査基準日において次に掲げる条件の全てに該当する場合には、全ての許可業種に対して30点
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する不当要求防止責任者（以下「不当要求防止責任者」という。）を選任していること。
  - イ 審査基準日の前日までの2年間において、和歌山県公安委員会から委託を受けて公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項に規定する講習を不当要求防止責任者に受講させていること。
- (3) 資格審査基準第12条第3項第3号に掲げる災害時等対応重機の所有 審査基準日において別に定める基準に該当する場合には、60点を上限として土木一式工事に対して別に定める点数

(4) 資格審査基準第12条第3項第4号に掲げる災害時対応仮設資材の所有 審査基準日において別に定める基準に該当する場合には、20点を上限として土木一式工事に対して別に定める点数

(5) 資格審査基準第12条第3項第5号に掲げる大規模災害時の応急対策業務の取組 審査基準日において次のア又はイのいずれかに該当する場合には、ア又はイに定める許可業種にそれぞれ加点する。

ア 和歌山県知事と大規模災害時における応急対策業務に関する協定（建設業関連業務で和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課長が認めるものに限る。）を締結している団体（建設業を主として営む一般社団法人）の会員で、その協定に同意した場合には、次の表の対象団体欄に掲げる団体に応じ許可業種欄に掲げる業種に40点を上限に点数欄に掲げる点数

番号	対象団体	許可業種	点数
1	(一社)和歌山県建設業協会	土木一式工事	40点
		建築一式工事	40点
2	(一社)和歌山県空調衛生工業協会	管工事	40点
3	(一社)和歌山電業協会	電気工事	40点
4	(一社)和歌山県営繕協会	建築一式工事、電気工事又は管工事のいずれか	40点

(注) 番号1の行に基づく算定を希望する場合には、番号1の行のみ算定する。

番号2から4の行に基づく算定を希望する場合には、いずれか2つの行を上限として算定する。

イ 和歌山県内市町村と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している一般社団法人等の団体の会員で、その協定に同意した場合 土木一式工事及び建築一式工事それぞれに対して10点

(6) 資格審査基準第12条第3項第6号に掲げる災害時等緊急対応への貢献 審査基準日の前日までの2年間に於いて別に定める基準に該当する工事等を行った場合には、60点を上限として土木一式工事に対して別に定める点数を加点する。

(7) 資格審査基準第12条第3項第7号に掲げるIS09000シリーズの認証取得 審査基準日においてIS09000シリーズの認証を取得している場合には、全ての許可業種に対して20点

(8) 資格審査基準第12条第3項第8号に掲げるIS014000シリーズの認証取得 審査基準日においてIS014000シリーズの認証を取得している場合には、全ての許可業種に対して20点（次号の項目との重複算定は行わない。）

(9) 資格審査基準第12条第3項第9号に掲げるエコアクション21の認証取得 審査基準日においてエコアクション21の認証を取得している場合には、全ての許可業種に対して10点（前号の項目との重複算定は行わない。）

(10) 資格審査基準第12条第3項第10号に掲げる産業廃棄物の処理体制 次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、20点を上限として全ての許可業種に対して当該各号に定

める点数（イ及びウのいずれにも該当する場合は、資格審査の申請者の希望に応じて重複算定を行うことができる。）

- ア 審査基準日において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項に規定する許可を受けて産業廃棄物処分業を行っている場合には、全ての許可業種に対して20点
- イ 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けて産業廃棄物処分業を行っている者と審査基準日の前日までの1年間において産業廃棄物の処理に係る契約を締結している場合には、全ての許可業種に対して10点
- ウ 審査基準日において、廃棄物処理法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合には、全ての許可業種に対して10点

(11) 資格審査基準第12条第3項第11号に掲げる労働安全衛生法関係資格者数 次のア又はイに該当する者を審査基準日において雇用している場合には、20点を上限として全ての許可業種に対して1人につき2点（ア及びイに同時に該当する場合であっても、重複算定は行わない。）

- ア 別表第1に掲げる資格のいずれかを取得している者
- イ 一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録された者

(12) 資格審査基準第12条第3項第12号に掲げる労働災害防止への取組 審査基準日において建設業労働災害防止協会の会員である場合には、全ての許可業種に対して10点

(13) 資格審査基準第12条第3項第13号に掲げる常時雇用者の確保 審査基準日において次のア又はイに該当する場合には、それぞれア又はイに定める点数（ア及びイに同時に該当する場合には重複算定を行う。）

- ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する従業員を雇用している場合には、60点を上限として全ての許可業種に対して1人につき2点
  - (ア) 常時雇用している従業員1人当たりの1か月の賃金が8万円以上であること又は当該従業員が個人事業主の専従者であること
  - (イ) 常時雇用している従業員が、営業所又は工事現場において、1か月のうち概ね15日以上建設業に係る業務に従事していること
- イ ア(ア)及び(イ)のいずれにも該当し、かつ次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する従業員を雇用している場合には、20点を上限として全ての許可業種に対して1人につき5点（(ア)から(オ)までうちいずれか2以上の項目に同一の従業員が該当する場合であっても、重複算定は行わない。）
  - (ア) 若年者（審査基準日において満年齢35歳未満の者）
  - (イ) 女性職員
  - (ウ) ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）
  - (エ) 保護観察対象者
  - (オ) 審査基準日以前2年の間において市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者

(14) 資格審査基準第12条第3項第14号に掲げる障害者雇用 審査基準日において次の各号のいずれかに該当する場合には、全ての許可業種に対して20点

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に該

- 当する者（以下「法定義務建設業者」という。）が、法定雇用率を達成するために必要な雇用者数に1を加えた人数以上を雇用している場合
- イ 法定義務建設業者でない者が障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者又は同条第4号に規定する知的障害者を1名以上雇用している場合
- (15) 資格審査基準第12条第3項第15号に掲げる建設業関連学科新規卒業者雇用 審査基準日において次のア又はイのいずれかに該当する者を、卒業後1年未満の間に雇用し、かつ審査基準日まで連続して雇用している場合には、20点を上限として別表第2に掲げる許可業種のうちいずれか1つに対して、1人につき5点
- ア 別表第2に掲げる学科を修めて高等学校を卒業後、審査基準日の前日において当該卒業の日から起算して4年未満の者
- イ 別表第2に掲げる学科を修めて大学等（短期大学、高等専門学校及び大学並びに短期大学と同等以上と国土交通大臣が認めた専修学校等を含む。）を卒業後、審査基準日の前日において当該卒業の日から起算して2年未満の者
- (16) 資格審査基準第12条第3項第16号に掲げる次世代育成支援等への取組 審査基準日において次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合には、10点を上限として全ての許可業種に対して5点
- ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県の労働局に届け出ている場合
- イ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律120号）第12条第1項又は第4項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県の労働局に届け出ている場合
- ウ 和歌山県知事が定めるわかやま健康づくりチャレンジ運動実施要綱に基づく登録を行い、同要綱に基づくわかやま健康推進事業所の認定を受けた場合
- (17) 資格審査基準第12条第3項第17号に掲げる完全週休二日制への取組 審査基準日において就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている場合には、全ての許可業種に対して30点
- (18) 資格審査基準第12条第3項第18号に掲げる工事成績 次のアからウまでに掲げる条件全てに該当する建設工事の工事成績評定点（共同企業体（JV）（2以上の建設業に属する事業の事業者が、1の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負う企業体をいう。以下同じ。）に係るものについては、各構成員に対して算定する。）の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）を基に別表第3により発注を受けた許可業種ごとに算定した点数
- ア 別表第4に定める機関が発注した建設工事であること（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を含む）
- イ 審査基準日（追加審査においては、直前の定期審査における審査基準日）の前日までの2年間に於いて竣工検査を受けた建設工事であること
- ウ 当初の契約額が250万円以下の随意契約による工事でないこと

- (19) 資格審査基準第12条第3項第19号に掲げる高得点工事成績 次のア及びイの全てに該当する建設工事（以下「高得点工事」という。）で当該高得点工事を算定対象とした総合点数が有効となる日において次のウに掲げる加点期間終了日が到来していないものについて、当該高得点工事に係る許可業種に対して60点を上限に1件につき30点（共同企業体（JV）に係るものについては、各構成員に対して算定する。）なお、令和4・5年度の総合点数の算定対象となっている高得点工事のうち資格審査基準第8条に定める定期審査の認定期間開始日において、次のウに掲げる加点期間終了日が到来していないものについては、引き続き総合点数の算定対象とする。
- ア 別表第4に定める機関が発注した建設工事であること（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を含む）
- イ 工事成績評定点が別表4に定める高得点工事基準評定点以上であること
- ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれか先に到来する日
- (ア) 当該高得点工事の工事成績の通知を受けた日から30日が経過した日を含む受付期間に係る再算定に基づく総合点数が効力を有することとなる日から2年が経過した日
- (イ) 資格審査基準第8条第1項に定める定期審査の資格認定の有効期間が開始する日又は同基準第17条に定める再算定の総合点数が効力を有することとなる日のうち、当該高得点工事を算定の対象とした総合点数が有効になった日から1日が経過した日の直前の日から2年が経過した日
- (20) 資格審査基準第12条第3項第20号に掲げる和歌山県優良工事表彰 審査基準日の属する年度又はその前年度において和歌山県優良工事表彰を受賞した場合には、当該工事の発注を受けた許可業種に対して30点（本号の算定対象期間は資格審査基準第8条の認定期間の満了日までとする。ただし、資格審査基準第5条第1項の審査基準日の属する前年度に和歌山県優良工事表彰を受賞し、かつ令和4・5年度入札参加資格において加点を受けている場合は、令和7年5月31日までとする。）
- (21) 資格審査基準第12条第3項第21号に掲げる技術者数 審査基準日において技術者を雇用している場合には、180点を上限として当該技術者が有する資格が有効である許可業種に対して次のアからウまでに定める点数（当該技術者がアからウまでのうち2以上の項目に該当する場合は、いずれか最も高い点数のみを算定する。）
- ア 経営事項審査における1級の資格を有する技術者1人につき10点
- イ 経営事項審査における2級の資格を有する技術者、登録基幹技能者又は建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により評価が最上位の区分若しくは最上位に次ぐ区分に該当する者1人につき5点
- ウ 経営事項審査におけるその他の資格を有する技術者1人につき3点
- (22) 資格審査基準第12条第3項第22号に掲げる優秀施工者国土交通大臣顕彰 優秀施工者国土交通大臣顕彰を受賞した者を審査基準日において雇用している場合には、全ての許可業種に対して20点
- (23) 資格審査基準第12条第3項第23号に掲げる技術力向上への取組 審査基準日におい

て別表第5に定める団体の推奨単位数を満たしている技術者を雇用している場合には、全ての許可業種に対して10点を上限として1人につき2点

- 3 前項第19号、第20号及び第22号の規定は、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱第3条に定める別表第1第1項（過失による粗雑工事等）による入札参加資格停止措置を受けた者に対しては、停止措置を受けた日から2年間、加点を認めないものとする。但し、当該期間が経過するまでの間に、その者が資格認定を受けた入札参加資格の有効期間が満了し、かつ、当該有効期間の満了後も新たに資格認定を受けて引き続き入札参加資格を有することとなった場合は、先の有効期間の満了時に未了となっていた当該期間の残余の日数は次の有効期間に繰り越すものとする。

（総合点数の特別加算）

- 第4条 審査基準日以前の3年の間に建設業法第3条第1項の規定による許可（以下「建設業許可」という。）を受けている他の者と合併し、又は建設業許可を受けている他の者から事業譲渡を受けた者から別に定める手続により申請があった場合には、総合点数の算定に際し特別加算を行う。
- 2 加算する点数は、入札参加資格の認定を受けている許可業種ごとに経営事項審査の当該許可業種の総合評定値の10%に相当する点数（ただし、その点数に小数点以下の端数を生じたときは切り上げるものとする。）とする。
- 3 特別加算を行う期間は、総合点数の再算定のあった日から3年を経過するまでの間とする。

附 則

この基準は、平成19年11月13日から施行します。

附 則

この基準は、平成21年4月14日から施行します。

附 則

この基準は、平成21年12月9日から施行します。

附 則

この基準は、平成23年6月24日から施行します。

附 則

- 1 この基準は、平成23年12月13日から施行する。
- 2 この基準は、平成24・25年度入札参加資格に適用し、平成22・23年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成25年4月1日以降に加点のための再算定を申請する者から適用するものとし、平成25年3月31日において現に加点を受けている者及び平成25年3月31日以前に加点のための再算定を申請している者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成25年12月4日から施行する。
- 2 この基準は、平成26・27年度入札参加資格に適用し、平成24・25年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成26年3月25日から施行する。

## 附 則

- 1 この基準は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 28・29 年度入札参加資格に適用し、平成 26・27 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

## 附 則

この基準は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

## 附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の平成 30・31 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、平成 30・31 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、平成 28・29 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この基準は、令和元年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 2・3 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、令和 2・3 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、平成 30・31 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この基準は、令和3年12月9日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和4・5年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、令和4・5年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、令和2・3年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この基準は、令和5年12月1日から施行する。但し、第3条第3項の規定は、令和6年1月1日以降に停止措置を受けた者に対して適用する。
- 2 この基準による改正後の令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、令和6・7年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、令和4・5年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

## 附 則

この基準は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。



別表第1 (第3条第11号関係)

資格区分
高压室内作業主任者
林業架線作業主任者
ガス溶接作業主任者
衛生管理者
発破技士
クレーン・デリック運転士（床上運転式含む）
移動式クレーン運転士
潜水士
コンクリート破砕器作業主任者
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
ずい道等の掘削等作業主任者
ずい道等の覆工作業主任者
型枠支保工の組立て等作業主任者
足場の組立て等作業主任者
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
鋼橋架設等作業主任者
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
コンクリート橋架設等作業主任者
木造建築物の組立て等作業主任者
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
有機溶剤作業主任者
石綿作業主任者
酸素欠乏危険作業主任者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
床上操作式クレーン運転技能講習修了者
小型移動式クレーン運転技能講習修了者
ガス溶接技能講習修了者
車両系建設機械運転技能講習修了者
不整地運搬車運転技能講習修了者
高所作業車運転技能講習修了者
玉掛け技能講習修了者
石綿取扱い作業従事者特別教育修了者
車両系建設機械運転特別教育修了者
高所作業車運転特別教育修了者
チェーンソー以外の振動工具の取扱の業務に関する安全衛生教育修了者
アーク溶接特別教育修了者
巻き上げ機械運転特別教育修了者
自由研削砥石（グラインダ）特別教育修了者
低圧電気取扱特別教育修了者
粉じん作業特別教育修了者
軌道装置の動力車の運転特別教育修了者

資格区分
コンクリートポンプ車の作業装置の操作特別教育修了者
ボーリングマシンの運転特別教育修了者
潜函作業（高圧室内作業）特別教育修了者
ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転特別教育修了者
安全衛生推進者（初任時）能力向上教育修了者
足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了者
玉掛業務従事者教育修了者
車両系建設機械運転業務従事者教育修了者
安全管理者選任時研修修了者
統括安全衛生責任者教育修了者
現場管理者統括管理講習修了者
職長・安全衛生責任者教育修了者
職長のためのリスクアセスメント教育修了者
安全衛生責任者教育修了者
低層住宅のための職長教育修了者
土止め先行工法修了者
小型移動式クレーン運転特別教育修了者

別表第2（第3条第15号関係）

許可業種 関連学科	許可業種																												
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む）に関する学科	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○			○		○	○		○		○	○
建築学に関する学科		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
都市工学に関する学科	○	○	○						○				○			○			○				○			○		○	
衛生工学に関する学科	○								○			○												○		○		○	
交通工学に関する学科	○										○																		
電気工学に関する学科								○												○		○						○	
電気通信工学に関する学科								○														○							
機械工学に関する学科									○		○	○		○	○						○	○			○	○	○	○	○
林学に関する学科																							○						
鉱山学に関する学科																								○					

(注)

- 1 関連学科については、資格認定の申請の対象となる許可業種に係る建設業法第27条の技術検定の検定種目につき、同法第27条の2の規定により指定試験機関が指定学科として定めている場合は、当該学科の名称が上記の名称と合致していない場合であっても関連学科として取り扱う。
- 2 この表において、次の表記は、各々に掲げる許可業種の略称である。
  - (1) 土 土木一式工事
  - (2) 建 建築一式工事
  - (3) 大 大工工事

- (4) 左 左官工事
- (5) と とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石 石工事
- (7) 屋 屋根工事
- (8) 電 電気工事
- (9) 管 管工事
- (10) タ タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼 鋼構造物工事
- (12) 筋 鉄筋工事
- (13) 舗 舗装工事
- (14) し しゅんせつ工事
- (15) 板 板金工事
- (16) ガ ガラス工事
- (17) 塗 塗装工事
- (18) 防 防水工事
- (19) 内 内装工事
- (20) 機 機械器具設置工事
- (21) 絶 熱絶縁工事
- (22) 通 電気通信工事
- (23) 園 造園工事
- (24) 井 さく井工事
- (25) 具 建具工事
- (26) 水 水道施設工事
- (27) 消 消防施設工事
- (28) 清 清掃施設工事
- (29) 解 解体工事

別表第3 (第3条第18号関係)

平均点	54.5 点未満	54.5 点以上 55.5 点未満	55.5 点以上 56.5 点未満	56.5 点以上 57.5 点未満	57.5 点以上 58.5 点未満	58.5 点以上 59.5 点未満	59.5 点以上 60.5 点未満	60.5 点以上 61.5 点未満	61.5 点以上 62.5 点未満	62.5 点以上 63.5 点未満	63.5 点以上 64.5 点未満
配点	-60	-50	-45	-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5

平均点	64.5 点以上 65.5 点以下	65.5 点超 66.5 点以下	66.5 点超 67.5 点以下	67.5 点超 68.5 点以下	68.5 点超 69.5 点以下	69.5 点超 70.5 点以下	70.5 点超 71.5 点以下	71.5 点超 72.5 点以下	72.5 点超 73.5 点以下	73.5 点超 74.5 点以下	74.5 点超 75.5 点以下
配点	0	10	20	30	40	50	56	62	68	74	80

平均点	75.5 点超 76.5 点以下	76.5 点超 77.5 点以下	77.5 点超 78.5 点以下	78.5 点超 79.5 点以下	79.5 点超 80.5 点以下	80.5 点超 81.5 点以下	81.5 点超 82.5 点以下	82.5 点超 83.5 点以下	83.5 点超 84.5 点以下	84.5 点超	
配点	86	92	98	104	110	116	122	128	134	140	

別表第4（第3条第18号、第19号関係）

発注部局名		発注機関名	高得点工事基準評定点
総務部	総務管理局	管財課	75点
危機管理部	危機管理局	防災企画課	
地域振興部	地域政策局	デジタル社会推進課	
環境生活部	環境政策局	脱炭素政策課	
商工労働部	商工労働政策局	公営企業課	
農林水産部	農林水産政策局	農業農村整備課	
	森林林業局	林業振興課	
		森林整備課	
	水産局	水産振興課	
県土整備部	道路局	道路政策課	
		道路保全課	
		道路建設課	
		河川下水道局	
		砂防課	
		下水道課	
	都市住宅局	都市政策課	
	建築住宅課		
	公共建築課		
	港湾空港局	港湾漁港整備課 ー 和歌山下津港湾事務所	
振興局	海草振興局	農林水産振興部 建設部	
	那賀振興局	農林水産振興部 建設部	
	伊都振興局	農林水産振興部 建設部	
	有田振興局	農林水産振興部 建設部	
	日高振興局	農林水産振興部 建設部	
	西牟婁振興局	農林水産振興部 建設部	
	東牟婁振興局	農林水産振興部	
		串本建設部 新宮建設部	
	教育委員会事務局	教育総務局	総務課
		生涯学習局	文化遺産課 ー 県立紀伊風土記の丘
警察本部	警務部	会計課	80点

※組織改正等により名称が変更しても適用する。

別表第5 (第3条第23号関係)

コード	団体名	推奨単位		有効とする証明期間
		1年間	その他	
01	(公社)空気調和・衛生工学会	50		団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
02	(一社)建設コンサルタンツ協会	50		団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
03	(公社)地盤工学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度の直近の年度のものをも有効とする。
04	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
05	(公社)土木学会	50	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
06	(一社)日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
07	(公社)日本技術士会	50	150(3年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
08	(公社)日本造園学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度(審査基準日の前日までに取得したユニット(単位)を対象とする。)又は前年度のいずれかのものを有効とする。
09	(公社)日本都市計画学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度(審査基準日の前日までに取得したユニット(単位)を対象とする。)又は前年度のいずれかのものを有効とする。
10	(公社)農業農村工学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度の直近の年度のものをも有効とする。
11	(公社)日本建築士会連合会	12	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
12	(一財)建設業振興基金	12	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
13	(一社)交通工学研究会 (TOE交通技術上級資格者)	50	200(4年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
	(TOP交通技術資格者)	40	150(4年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
14	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20	100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
15	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
16	(一社)全国測量設計業協会連合会	20	40(2年間) 100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
17	(一社)全日本建設技術協会	25	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
18	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。

## (ア) 独占禁止法の遵守体制の整備 基準

### (評価基準)

次の1から4の全てを満たす場合は、30点を加点します。

- 1 審査基準日時点において、下記に示す「独占禁止法遵守マニュアル」例に基本的に則した形で作成されている独占禁止法遵守マニュアルを所持していること。
- 2 「独占禁止法遵守マニュアル」例の2社内組織と実施事項等－(4)実施事項－ア継続的な研修の実施について、審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること。
- 3 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること。
- 4 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること。

## (イ) 災害時等対応重機の所有 基準

### (評価対象となる重機)

対応重機	標準バケット容量・積載重量	審査基準日時点の状態	要件
バックホウ	山積0.11m <sup>3</sup> (旧JIS0.10m <sup>3</sup> )以上	自社所有(単独所有) 又は 1年以上のリース契約 (ファイナンスリース契約に限る)	労働安全衛生法に規定する定期(特定)自主検査を受けていること。
トラクターショベル (ショベルローダー)	クローラ式:平積0.4m <sup>3</sup> 以上 ホイール式:山積0.34m <sup>3</sup> 以上		
ダンプトラック	2t以上		車検を受けていること。

### (評価対象者)

評価対象者は、審査基準日時点において次に掲げる(1)から(4)の事項を全て満たしている者。

(1)	【バックホウ(1台)+ダンプトラック(1台)】又は【トラクターショベル(1台)+ダンプトラック(1台)】の少なくともどちらかの所有状態であること。						
(2)	(1)のバックホウ又はトラクターショベル(公道走行不可の場合)を回送できる車両を1台は自社所有(車検を受けていること。)していること。但し、トラクターショベル(公道走行可の場合)、又は回送を業者に委託している場合はこの限りではない。						
(3)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">バックホウ</td> <td rowspan="4">資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。</td> <td rowspan="4">運転者は他の対応重機(同種の重機含む)との兼務はできない。  バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。 ※ダンプトラックと回送車を兼ねる場合は除く。</td> </tr> <tr> <td>トラクターショベル</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> </tr> <tr> <td>回送車両</td> </tr> </table>	バックホウ	資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。	運転者は他の対応重機(同種の重機含む)との兼務はできない。  バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。 ※ダンプトラックと回送車を兼ねる場合は除く。	トラクターショベル	ダンプトラック	回送車両
バックホウ	資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。	運転者は他の対応重機(同種の重機含む)との兼務はできない。  バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。 ※ダンプトラックと回送車を兼ねる場合は除く。					
トラクターショベル							
ダンプトラック							
回送車両							
(4)	災害時等において、県に協力を確約するもの。						

**(評価の方法)**

(1)	【バックホウ（1台）＋ダンプトラック（1台）】所有の場合：30点を加点 又は 【トラクターショベル（1台）＋ダンプトラック（1台）】所有の場合：30点を加点
(2)	■バックホウ・・・・・・・・・・1台増えるごとに10点を加点 ■トラクターショベル・・・・・・・・1台増えるごとに10点を加点 ■ダンプトラック・・・・・・・・・・1台増えるごとに5点を加点
(3)	(1)＋(2)で合計60点を上限とする。

**(現地調査)**

対応重機は、適時、現地調査により確認を行う。その場合、評価対象者は、調査に協力しなければならない。

**(ウ) 災害時対応仮設資材の所有 基準**

**(評価対象となる資材)**

対応資材	規 格	審査基準日時点の状態
H形鋼	高さ300mm以上、幅150mm以上、長さ5m以上	自社所有（単独所有）
鋼矢板	Ⅱ型以上、長さ6m以上	

**(評価対象者)**

評価対象者は、審査基準日時点において、対応資材を自社所有し、災害時に県へ資材提供の協力を確約する者。

**(評価の方法)**

(1)	【H形鋼】3t以上所有：10点を加点
(2)	【鋼矢板】8t以上所有：10点を加点
(3)	(1)＋(2)で合計20点を上限とする。
(4)	審査基準日時点において、工事に使用しているものも認めるが、対応資材であると確認できないものは認めない。

**(現地調査)**

対応資材は、適時、現地調査により確認を行う。その場合、評価対象者は、調査に協力しなければならない。



## (エ) 災害時等緊急対応への貢献 基準

### (評価対象となる災害時等緊急対応)

対応工事	内 容
緊急工事	和歌山県内における大雨等による崩土の除去等の工事で国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人が緊急依頼した工事。
維持工事	和歌山県内における崩土除去や路面凍結防止剤散布等の道路維持工事等において、路線等一定区間における不測時の対応の工事で国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人の要請によるもの。
その他	各振興局建設部長等が緊急的な対応と認めたもの。

### (評価対象者)

評価対象者は、審査基準日の前日までの2年間に、和歌山県内で災害時緊急対応を行い、国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人と直接契約を交わした者。

※ 元請け業者が事前に発注者の了解を得て、実働及び履行が確認された下請け業者も対象となります。

### (評価の方法)

(1)	【緊急工事】：1件につき20点を加算
(2)	【維持工事】：1件につき20点を加算（工事の実績がある場合のみ）
(3)	(1) + (2) で合計60点を上限とする。

## (オ) 総合点数の特別加算 基準

### (特別加算の要件)

総合点数算定取扱い基準の（総合点数の特別加算）に規定する総合評定値の10%に相当する点数を加えて算定することとする場合とは、以下のすべての要件を満たしている場合とします。

(1)	合併して存続する会社または事業譲渡を受けた者（以下「存続者」とする。）および合併して存続しないこととなる会社または事業譲渡を行った者（以下「非存続者」とする。）のいずれもが合併または事業譲渡を受けた日（以下、「合併等の日」とする。）までの間、連続して4年間以上和歌山県の建設工事に係る入札参加資格を有していた者及び業種であること。
(2)	存続者及び非存続者の双方が合併等の日までの間、連続して4年間以上、建設業法上の主たる営業所が、和歌山県内であること。
(3)	非存続者は有している全ての業種の建設業許可を廃業すること。
(4)	合併等の日以前の直近経営事項審査基準日時点で非存続者に所属していた技術者のうち半数以上が合併等の日に存続者に所属していること。 ※ 技術者：経営規模等評価申請において別紙二（技術職員名簿）に記載すべき者
(5)	非存続者が法人でかつ存続者が個人業者の合併又は事業譲渡でないこと。
(6)	非存続者及び非存続者の双方が合併等の日までの間、連続して2年間以上、特別加算を受けていないこと。

### (地方基準点数の取扱)

総合点数算定取扱い基準に規定する地方基準点数の取扱は、以下のとおりとします。

(1)	「災害時等緊急対応への貢献」「工事成績」、「高得点工事成績」及び「和歌山県優良工事表彰」に係る実績は、存続者と非存続者を合算して評価する。
(2)	その他の項目については、存続者が該当する場合に加点する。

## 2-(1) 令和6・7年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準

(趣旨)

第1条 和歌山県が執行する建設工事に係る条件付き一般競争入札における県内建設業者の格付けについては、令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「資格審査基準」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(目的)

第2条 和歌山県発注の建設工事において、適正な施工を確保するとともに、和歌山県建設工事入札参加資格認定者（以下「資格認定者」という。）の施工能力に応じた競争入札を実施するために、資格認定者に対し格付けを行う。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可業種 資格審査基準第2条第10号に規定する許可業種のことをいう。
- (2) 経営事項審査 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査をいう。
- (3) 技術者 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者の要件を満たす者をいう。

(格付け)

第4条 資格認定者の格付けは、許可業種ごとに行う。

- 2 土木一式工事の格付けについては、A、B、C及びDの4ランクで行う。
- 3 建築一式工事、電気工事及び管工事（以下「建築一式工事等」という。）の格付けについては、A、B及びCの3ランクで行う。
- 4 その他の許可業種の格付けについてはWの1ランクで行う。

(格付けの方法)

第5条 格付けは、定期審査又は追加審査に際して、資格審査基準第12条に規定する総合点数（以下「総合点数」という。）を基に別表第1に定める基準により行うものとする。

(暴力団排除への取組による格付けの例外措置)

第6条 前条の規定により行われた格付けが総合点数でAランクに格付けされることとなる者が、令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準（以下「総合点数算定基準」という。）第3条第2項第2号に定める「暴力団排除への取組」の項目の算定基準を満たさない場合は、前条の規定にかかわらずBランクに格付けする。

(独占禁止法の遵守体制の整備による格付けの例外措置)

第6条の2 第5条の規定により行われた格付けが総合点数でAランクに格付けされることとなる者が、総合点数算定基準第3条第2項第1号に定める「独占禁止法の遵守体制の整備」の項目の算定基準を満たさない場合は、前2条の規定にかかわらずBランクに格付けする。

(技術者が1名の場合の格付けの例外措置)

第7条 前3条の規定に関わらず、資格認定者が雇用する技術者が1名以下である場合は、当該資格認定者が雇用する技術者が2名以上となるまでの間、土木一式工事についてはDランク、建築一式工事等についてはCランクに格付けする。

(格付けの取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、その状況が解消されるまでの間は、第5条の規定により行われた格付けが取り消され、入札に参加することができないものとする。

- (1) 審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書に記載のある審査基準日(事業年度の終了の日)又は入札参加資格の有効期間中の決算期における外注費の割合が95%以上かつ雇用する技術者の数が1名以下のとき
- (2) 建設業許可を受けた営業所が、別に定める基準を満たさないとき

(ランクダウン)

第9条 第4条の格付けが行われた資格認定者が次条から第16条までの規定のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格認定者が格付けされたランクの直近下位に格付けされた者として取り扱う(以下「ランクダウン」という。)。という)。

- 2 前項のランクダウンは、次の各号に掲げる事由に該当することとなった場合にその取扱いを終了する。
  - (1) 次条から第14条までに規定する期間が経過したとき
  - (2) 第15条及び第16条に規定する未納金及び遅延金を完納したとき
- 3 土木一式工事におけるDランクの者、建築一式工事等におけるCランクの者及びその他の許可業種におけるWランクの者が前項の規定に該当し、ランクダウンが行われている場合は、当該ランクダウンが行われている期間は、格付けを行わない。
- 4 第1項のランクダウンが行われている者が当該ランクダウンが行われている期間中、異なるランクダウンの事由に該当した場合には、先のランクダウンに追加して新たなランクダウンは行わない。
- 5 前項の規定に関わらず、第1項のランクダウンが行われている期間中に異なるランクダウンの事由に該当した者については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過するまでの間は、ランクダウンを終了しない。
  - (1) 第10条から第14条までに規定するランクダウンの事由につき、2以上の事由に該当することとなった場合 各々の該当事由につき、第10条から第14条までに規定する期間を合算した期間
  - (2) 第10条から第16条までに規定するランクダウンの事由に該当するとともに第15条若しくは第16条のいずれかの規定又は両条の規定のいずれにも該当することとなった場合各々の該当事由につき、第10条から第16条までに規定する期間のうち、いずれか遅い方の期間
- 6 第1項のランクダウンが行われている者が、第2項第1号の期間が経過するまでの間に、その者が資格認定を受けた入札参加資格の有効期間が満了し、かつ、当該有効期間の満了後も新たに資格認定を受けて引き続き入札参加資格を有することとなった場合は、先の有効期間の満了時に未了となっていた第2条第1号の期間の残余の日数は次の有効期間に繰り越し、次の有効期間におけるランクダウンの期間として取り扱う。

(工事成績不良によるランクダウン)

第10条 別表第2に掲げる機関が発注した建設工事（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を含む）において工事成績評定点が55点未満であった者は、90日間のランクダウンとする。

(施工体制の不備によるランクダウン)

第11条 施工体制Gメンから初回の指導書の交付を受け、1年以内にさらに再度の指導書の交付を受けた者は90日間のランクダウンとする。

2 施工体制Gメンから改善勧告書の交付を受けた者は、90日間のランクダウンとする。

(工事实績情報システムへの不登録によるランクダウン)

第12条 市町村等発注工事（当該発注工事の契約価額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が2,500万円以上の建設工事に限る。）について、当該発注工事の契約において履行義務が課せられているにも関わらず工事实績情報システム（一般社団法人日本建設情報総合センターが、国、都道府県、市町村等の公共工事を受注した建設業者から、当該受注工事に係る実績の登録を受け、当該登録の内容についてその一部を公表又は国、都道府県、市町村等への情報提供を行うシステムであって、CORINS（Construction Records Information System）と称するものをいう。）への登録を行っていない者（当該登録について、2回以上にわたり是正を求めても当該登録を行わない者に限る。）は、90日間のランクダウンとする。

(申請の怠りによるランクダウン)

第13条 資格審査基準第14条の規定による総合点数の再算定の申請を、資格審査基準第17条各号に規定する期間に属する日であって、資格審査基準第15条に規定する再算定申請締切日に該当する日までに行わなかった者は、90日間のランクダウンとする。

(産業廃棄物の不適正処理によるランクダウン)

第14条 別表第2に掲げる機関が発注した建設工事（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を含む）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票について、同条の規定による処理を適正に行わなかった者は、90日間のランクダウンとする。

(労働保険料の未納によるランクダウン)

第15条 労働保険料の未納がある者は、当該未納に係る未納金及び遅延金を完納するまでの間、ランクダウンとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定するランクダウンを受けた者が、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、その間のランクダウンを猶予する。

- (1) ランクダウンを受けるまでの間の資格審査基準第8条に規定する入札参加に係る資格認定の有効期間内において、和歌山県知事に対し前項の労働保険料の未納に関して行った誓約に違反していないこと

- (2) 前項の労働保険料の未納に係る未納金及び遅延金について、令和6・7年度入札参加資格認定の有効期間内に、毎月概ね同額を分納すること等により未納を解消する計画を立て、その計画に対して所管の労働局の承認を受け、その計画を和歌山県知事に報告していること（その計画について、所管労働局の同意の有無に関わらず、変更があった場合を除く。）
- (3) 前号の計画を誠実に履行し、その履行の内容を確認できる書類を毎月和歌山県知事に提出すること
- (4) 前項の労働保険料の未納を新たに発生させないこと

（社会保険料の未納によるランクダウン）

第16条 社会保険料の未納がある者は、当該未納に係る未納金及び遅延金を完納するまでの間、ランクダウンとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定するランクダウンを受けた者が次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、その間のランクダウンを猶予する。

- (1) ランクダウンを受けるまでの間の資格審査基準第8条に規定する入札参加に係る資格認定の有効期間内において、和歌山県知事に対し前項の社会保険料の未納に関して行った誓約に違反していないこと
- (2) 前項の社会保険料の未納に係る未納金及び遅延金について、令和6・7年度入札参加資格認定の有効期間内に、毎月概ね同額を分納すること等により未納を解消する計画を立て、その計画に対して所管の年金事務所の承認を受け、その計画を和歌山県知事に報告していること（その計画について、所管年金事務所の同意の有無に関わらず、変更があった場合を除く。）
- (3) 前号の計画を誠実に履行し、その履行の内容を確認できる書類を毎月和歌山県知事に提出すること
- (4) 前項の社会保険料の未納を新たに発生させないこと

（届出によらない再格付け）

第17条 知事は、第5条の規定により格付けを行われた者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、次条の規定にかかわらず、速やかに再格付けを行うものとする。

- (1) 資格審査基準の規定に基づき、総合点数について再算定が行われた場合
- (2) 第6条から第7条までの規定により格付けの例外措置が行われた場合
- (3) 第8条の規定により格付けの取り消しが行われた場合
- (4) 第9条第1項に規定するランクダウンが行われた場合
- (5) 第9条第2項第1号に定める期間が満了した場合

（届出による再格付け）

第18条 知事は、第5条の規定により格付けを行われた者から次の各号に掲げる届出があり、届出の内容が事実であると確認できた場合には、速やかに再格付けを行うものとする。

- (1) 第6条から第7条までの規定による格付けの例外措置について、当該例外措置の事由を解消したことの届出（別記第1号様式）
- (2) 第8条の規定による格付けの取消しについて、当該取消しの事由を解消したことの届出（別記第2号様式）
- (3) 第15条及び第16条の規定によるランクダウンについて、当該ランクダウンの事由を解消したことの届出（別記第3号様式）

## (格付けの通知と公表)

第19条 知事は、資格認定者に対し、次の各号に掲げる事項を行った場合には、当該者に資格認定通知書を送付する。

- (1) 第5条の規定による格付けを行った場合
  - (2) 第6条の2又は第7条の規定による格付けの例外措置を行った場合
  - (3) 第8条の規定による格付けの取り消しを行った場合
  - (4) 第9条第1項に規定するランクダウンを行った場合
  - (5) 第17条又は第18条の規定による再格付けを行った場合
- 2 前項の格付けの状況及びランクダウンの状況については、和歌山県ホームページで公表する。

## (苦情申立て)

第20条 第8条の規定により格付けを取り消された者又は第9条第1項に規定するランクダウンを受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

- 2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 申立者の商号又は名称及び住所
  - (2) 申立てに係る措置
  - (3) 申立ての趣旨及び理由
  - (4) 申立ての年月日
- 3 第1項の申立ては、当該措置の日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

## (苦情申立てに対する回答等)

第21条 前条第1項の苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の機関の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前述の期間を延長することができるものとする。
- 3 前条第3項に規定する苦情の申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、前条第1項の申立てを却下することができるものとする。

## (工事発注)

第22条 建設工事の発注に際しての条件付き一般競争入札における入札参加条件は、ランクにより行うことを基本とし、工事の規模及び内容等に応じて、総合点数等を条件として付加できることとする。

## (発注基準)

第23条 前条の建設工事に係る発注の基準は、次の各号に掲げる許可業種に応じて、各号に定める。ただし、別表第2に掲げる発注機関の長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 土木一式工事 次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,000万円以上
B	1,500万円以上、3,000万円未満
C	600万円以上、1,500万円未満
D	600万円未満

- (2) 建築一式工事 次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,000万円以上
B	1,000万円以上、3,000万円未満
C	1,000万円未満

注 Aランクに格付けされた者は、Bランク及びCランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。ただし、海草振興局建設部（海南工事事務所を除く。）管内においてはBランクの発注基準額の入札にのみ参加できるものとする。また、Bランクに格付けされた者は、Cランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。

- (3) 電気工事 次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,000万円以上
B	800万円以上、3,000万円未満
C	800万円未満

注 Aランクに格付けされた者は、Bランク及びCランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。また、Bランクに格付けされた者は、Cランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。

- (4) 管工事 次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,000万円以上
B	800万円以上、3,000万円未満
C	800万円未満

注 Aランクに格付けされた者は、Bランク及びCランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。ただし、海草振興局建設部（海南工事事務所を除く。）管内においてはBランクの発注基準額の入札にのみ参加できるものとする。また、Bランクに格付けされた者は、Cランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。



(地域要件)

第24条 土木一式工事における条件付き一般競争入札に係る地域要件については、下表のとおりとする。

発注基準額	地域要件（構成建設部等の名称）
1 億円以上	県内一円
5,000 万円以上、1 億円未満	海草（海南工事事務所を含む）・那賀・伊都
	有田・日高
	西牟婁・串本・新宮
3,000 万円以上、5,000 万円未満	海草（海南工事事務所を含む）
	那賀・伊都
	有田
	日高
	西牟婁
	串本・新宮
3,000 万円未満	海草（海南工事事務所を除く）
	那賀
	伊都
	有田
	日高
	西牟婁
	串本
	新宮
	海南工事事務所

附 則

この基準は、平成 19 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。

2 この基準は、平成 24・25 年度入札参加資格に適用し、平成 22・23 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

2 この基準は、平成 26・27 年度入札参加資格に適用し、平成 24・25 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

## 附 則

この基準は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

## 附 則

- 1 この基準は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 28・29 年度入札参加資格に適用し、平成 26・27 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の平成 30・31 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、平成 30・31 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、平成 28・29 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この基準は、令和元年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 2・3 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、令和 2・3 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、平成 30・31 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この基準は、令和 3 年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 4・5 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、令和 4・5 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、令和 2・3 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この基準は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 6・7 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、令和 6・7 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、令和 4・5 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

## 附 則

この基準は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

許可業種	総合点数の範囲	ランク
土木一式工事	1,000 以上	A
	880 以上、1,000 未満	B
	750 以上、880 未満	C
	750 未満	D
建築一式工事	700 以上	A
	600 以上、700 未満	B
	600 未満	C
電気工事	660 以上	A
	520 以上、660 未満	B
	520 未満	C
管工事	690 以上	A
	580 以上、690 未満	B
	580 未満	C
その他の業種	—	W

別表第2 (第10条、第14条関係)

発注部局名	発注機関名	高得点工事基準評定点	
総務部	総務管理局 管財課	75点	
危機管理部	危機管理局 防災企画課		
地域振興部	地域政策局 デジタル社会推進課		
環境生活部	環境政策局 脱炭素政策課		
商工労働部	商工労働政策局 公営企業課		
農林水産部	農林水産政策局 農業農村整備課		
	森林林業局 林業振興課		
	森林林業局 森林整備課		
県土整備部	水産局 水産振興課		
	道路局		道路政策課
			道路保全課
			道路建設課
	河川下水道局		河川課
			砂防課
			下水道課
	都市住宅局		都市政策課
			建築住宅課
			公共建築課
振興局	港湾空港局 港湾漁港整備課 一 和歌山下津港湾事務所		
	海草振興局		農林水産振興部
			建設部
	那賀振興局		農林水産振興部
			建設部
	伊都振興局		農林水産振興部
			建設部
	有田振興局		農林水産振興部
		建設部	
	日高振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	西牟婁振興局	農林水産振興部	
		建設部	
東牟婁振興局	農林水産振興部		
	串本建設部		
	新宮建設部		
教育委員会事務局	教育総務局 総務課	80点	
	生涯学習局 文化遺産課 一 県立紀伊風土記の丘		
警察本部	警務部 会計課		

※組織改正等により名称が変更しても適用する。

別記第1号様式（第18条関係）

## 格付けの例外措置事由の解消の報告書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

和歌山県知事 様

主たる営業所の所在地\_\_\_\_\_

商号又は名称\_\_\_\_\_

代表者役職氏名\_\_\_\_\_

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号

第 \_\_\_\_\_ 号

令和6・7年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準第18条の規定に基づき、下記により格付けの例外措置の事由を解消したことを報告します。

## 記

- 1 暴力団排除への取組を始めた。
- 2 独占禁止法の遵守体制の整備を始めた。
- 3 \_\_\_\_\_業種において技術者が2名以上になった。

- ※ 該当する項目の数字を○で囲むこと。
- ※ 3に該当する場合には業種を記入すること。

## 【添付書類】

- 暴力団による不当要求防止責任者講習の受講証の写し（1に該当する場合）
- 独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書の写し及び独占禁止法遵守マニュアルの写し（2に該当する場合）
- 県の受付印のある入札参加資格申請に係る変更用・技術職員登録書（様式第5号）の写し（3に該当する場合）

- ※ 申請する項目に応じていずれかを添付すること

別記第2号様式（第18条関係）

## 格付けの取消し事由の解消の報告書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

和歌山県知事 様

主たる営業所の所在地\_\_\_\_\_

商号又は名称\_\_\_\_\_

代表者役職氏名\_\_\_\_\_

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
第		号			

令和6・7年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準第18条の規定に基づき、下記により格付けの取り消しの事由を解消したことを報告します。

## 記

- 1 外注費が95%未満になった。
- 2 \_\_\_\_\_業種において技術者が2名以上になった。
- 3 営業所が基準を満たした。

- ※ 該当する項目の数字を○で囲むこと。
- ※ 2に該当する場合には業種を記入すること。

## 【添付書類】

- 県の受付印のある建設業許可に係る決算変更届の写し（1に該当する場合）
  - 県の受付印のある入札参加資格申請に係る変更用・技術職員登録書（様式第5号）の写し（2に該当する場合）
- ※ 申請する項目に応じていずれかを添付すること

別記第3号様式（第18条関係）

## ランクダウン事由の解消の報告書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

和歌山県知事 様

主たる営業所の所在地\_\_\_\_\_

商号又は名称\_\_\_\_\_

代表者役職氏名\_\_\_\_\_

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
第		号			

令和6・7年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準第18条の規定に基づき、下記によりランクダウンの事由を解消したことを報告します。

## 記

- 1 労働保険料の未納を解消した。
- 2 社会保険料の未納を解消した。

※ 該当する項目の数字を○で囲むこと。

## 【添付書類】

- 労働局が発行する労働保険料に未納がないことの証明書（1に該当する場合）
- 年金事務所が発行する社会保険料に未納がないことの証明書（2に該当する場合）

※ 申請する項目に応じていずれかを添付すること

## 「令和6・7年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準」第8条第2号の規定に係る基準について

「令和6・7年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準」第8条第2号に規定する営業所の基準は、次に掲げる要件全てを満たしていることとする。

- 1 建設業法(昭和24年法律第100号)第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に掲示している。
- 2 建設業法第40条の3に規定する帳簿を整備し保存している。
- 3 不適切な転送を行っていない電話を有している。
- 4 特定の目的のため臨時で置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれている事務所ではない。
- 5 契約用の印鑑を保管している。
- 6 入札するためのパソコン及びインターネット回線を有している。(ブロードバンドサービスの提供を受けることができないエリアに営業所がある場合を除く。)
- 7 机、椅子を設置している。
- 8 トイレ、水道施設、電気設備(照明)を設置している。
- 9 営業(接客、契約等)を行うための場所(スペース)を有している。
- 10 営業(接客、契約等)を行うための備品を有している。
- 11 屋外に商号又は屋号を掲載した看板を掲げている。

(注) 5から11の要件については、各々の要件を満たしていない場合に、真にやむをえない理由があると技術調査課長が認めた場合には、要件を満たした営業所とみなすことができる。

## 2-(2) 令和6・7年度入札参加資格(県内建設業)の承継手続について

令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(以下「資格審査取扱い基準」という。)第11条の規定に基づき承継手続について下記のとおり定める。

### 記

#### 1 承継人等の欠格事由

資格審査取扱い基準第3条第3号から第6号まで及び同条第9号から第16号までのいずれかに該当する者を承継人又は承継会社(以下「承継人等」という)とする入札参加資格の承継は認めない。

#### 2 承継の要件

以下の場合には建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第17条の2及び法第17条の3に定める建設業許可の承継の認可(以下「認可」という。)の有無にかかわらず、入札参加資格の承継を認めるものとする。

- (1) 個人から法人へ組織変更する場合で、以下のすべての要件を満たしている場合(個人が被承継人、法人が承継会社となる。)
  - ア 許可を受けた個人の建設業を廃業すること。
  - イ 個人の事業主が組織変更後の法人の代表者となること。
  - ウ 個人の事業主が、組織変更後の法人の出資総額又は株式総数の過半数を所有すること。
  - エ イ及びウの状態を承継の承認後1年以上継続すること。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りでない。
  - オ 個人の営業に関する債権債務の組織変更後の法人への引継は、営業の同一性を保つものであること。
- (2) 個人事業主が死亡又は高齢等により建設業を継続できなくなり建設業を後継者に引き継ぐ場合で、以下のすべての要件を満たしている場合(建設業を継続できなくなった個人事業主が被承継人、後継者が承継人となる。)
  - ア 後継者が当該個人事業主と同居している親族、もしくは当該個人事業主と別居している2親等以内の血族であること。
  - イ 個人事業主が建設業を後継者に引き継ぐことに対し、当該個人事業主のすべての相続人が同意していること。
- (3) 会社間で合併をした場合で、以下のすべての要件を満たしている場合
  - ア 承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続を行っていること。
  - イ 被承継会社が全ての建設業を廃業するとともに入札参加資格を辞退すること。
  - ウ 被承継会社及び承継会社の合併期日の直前の決算期から起算して過去3年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと。

ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから3年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。



エ 合併期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること。

オ 工事施工にかかる資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること。

(4) 会社間で会社分割をした場合で、以下のすべての要件を満たしている場合

ア 承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること。

イ 被承継会社が承継会社に承継させた業種に係る入札参加資格を辞退すること。

ウ 被承継会社及び承継会社の分割期日の直前の決算期から起算して過去3年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと。

ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから3年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。

エ 分割期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること。

オ 工事施工に係る資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること。

(5) 会社間で事業譲渡をした場合で、以下の全ての要件を満たしている場合

ア 承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること。

イ 被承継会社は承継会社に承継させた業種に係る入札参加資格を辞退すること。

ウ 被承継会社及び承継会社の譲渡期日の直前の決算期から起算して過去3年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと。

ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから3年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。

エ 譲渡期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること。

オ 工事施工に係る資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること。

### 3 承継の申請

入札参加資格（県内建設業）の承継は、第2項の要件を満たす者からの申請により行うものとする。

### 4 承継の申請期限

第3項に定める申請は、その事由が発生した日から3か月以内に行わなければならない。

### 5 承継の申請書類

申請に必要な書類は、以下のとおりとする。

(1) 第2項第1号に定める場合の承継申請に必要な書類

ア 和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（法人成り）（別記様式第1号）

イ 誓約書（別記様式第2号）

- ウ 被承継人の事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した「個人事業の開廃業等届出書」の写し
  - エ 設立した法人の商業登記に係る全部事項証明書、定款、創立総会の議事録（会社法第25条第1項第2号の方法により設立する場合に限る。）及び財務諸表
  - オ 個人の営業の最終年度に関する財務諸表
  - カ 同意書（添付書類ア）
  - キ 暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
  - ク 株主等調書（添付書類ウ）
  - ケ （認可に伴う申請の場合）認可に伴う承継承認申請に関する誓約書（添付書類エ）
  - コ （国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し
  - サ その他知事が必要と認めるもの
- (2) 第2項第2号に定める場合の承継申請に必要な書類
- ア 和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（個人承継）（別記様式第3号）
  - イ 承継人と被承継人の続柄及び被承継人のすべての相続人が確認できる被承継人に関する戸籍謄本等（必要な場合には除籍謄本等）
  - ウ 営業引継に対する同意書（別記様式第4号）及びすべての相続人の印鑑証明書
  - エ 承継人については事業の開始により、被承継人については事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した「個人事業の開廃業等届出書」の写し
  - オ 被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表
  - カ 承継人の営業開始時の財務諸表
  - キ 同意書（添付書類ア）
  - ク 暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
  - ケ （認可に伴う申請の場合）認可に伴う承継承認申請に関する誓約書（添付書類エ）
  - コ （国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し
  - サ その他知事が必要と認めるもの
- ただし、和歌山県知事へ法第17条の3に定める相続による承継の認可を申請した場合はイ、ウの提出を省略できる。
- (3) 第2項第3号、4号又は5号の承継申請に必要な書類
- ア 和歌山県建設工事入札参加資格（県内建設業）承継申請書（会社間承継）（別記様式第5号）
  - イ 施工実績に係る誓約書（別記様式第6号）（第2項第4号又は第5号において被承継会社も存続する場合）
  - ウ 契約書（合併、会社分割のうち吸収分割又は事業譲渡）又は分割計画書（会社分割のうち新設分割）、並びに承継する資産及び技術者の移籍の内容が確認できる書類
  - エ 株主総会議事録
  - オ 公告の写し（第2項第3号又は第4号の場合）
  - カ 被承継会社及び承継会社の商業登記簿に係る全部事項証明書
  - キ 承継会社の建設業許可証の写し
  - ク 入札参加資格辞退届（被承継会社）
  - ケ 同意書（添付書類ア）
  - コ 暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
  - サ 株主等調書（添付書類ウ）
  - シ（国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し

ス その他知事が必要と認めるもの

## 6 承継の単位

承継の単位は、法に定める 29 業種単位とし、1 業種の入札参加資格を 2 者以上に承継することは認めない。

また、被承継人及び被承継会社（以下「被承継人等」という。）が引き続き入札参加を行うことも認めない。

## 7 承継の効力

- (1) 承継人等は、被承継人等が有していた入札参加資格のうち、法第 3 条第 1 項に規定する許可を有しかつ法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査において総合評定値の通知を受けた業種に係る入札参加資格を承継する。
- (2) 承継の効力は、資格審査取扱い基準第 18 条第 2 号の規定に基づき総合点数の再算定及び再格付けを受けた時から発生する。

## 8 客観点数

客観点数は承継の事由発生日以降を審査基準日とする経営事項審査における総合評定値とする。

## 9 地方基準点数

地方基準点数は、別に定める「承継に伴う入札参加資格（県内建設業）に係る地方基準点数再算定の手引き」により再算定する。

## 10 認可を受けた場合

- (1) 認可を受けた場合、第 7 項第 1 号の規定にかかわらず、以下のすべての要件を満たしている業種に係る入札参加資格を承継する。
  - ア 認可により、許可を承継した業種であること。
  - イ 認可により、経営事項審査において受けた総合評定値の通知を承継した業種であること。
  - ウ 被承継人等が入札参加資格を有し、かつ承継人等が入札参加資格を有しない業種であること。
- (2) 認可を受けた場合には、第 7 項第 2 号の規定にかかわらず、認可の効力発生日から和歌山県の入札参加資格の承継の効力が発生する。なお、法第 17 条の 3 に定める相続による承継の認可を受ける場合には、被承継人が死亡した日から認可の効力発生日までの間、被承継人等が有していた資格で入札参加を行うことは認めない。
- (3) 認可を受けた場合には、第 8 項の規定にかかわらず、客観点数は認可により承継した経営事項審査における総合評定値とする。
- (4) 認可を受けた場合には、第 9 項の規定にかかわらず、地方基準点数は認可に係る被承継人等の直近の地方基準点数とする。
- (5) 前 2 号の適用を受けた場合には、承継人等は速やかに認可の効力発生日以降を審査基準日とする経営事項審査を受審した上で承継に伴う再算定を申請するものとする。

## 附 則

- 1 この規程は平成 24 年 6 月 21 日から施行する。
- 2 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準の（資格の承継）に規定する承継手続について（平成 22 年 5 月 21 日適用）（以下「旧手続」という。）は、廃止する。
- 3 当面の間、旧手続の様式を適宜修正して使用することを認める。

## 附 則

この規程は平成 24 年 12 月 12 日から施行する。

## 附 則

この規程は平成 26 年 4 月 21 日から施行する。

## 附 則

この規程は平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

## 附 則

この規程は平成 30 年 6 月 14 日から施行する。

## 附 則

この規程は令和元年 7 月 9 日から施行する。

## 附 則

この規程は令和 2 年 6 月 2 日から施行する。

## 附 則

この規程は令和 3 年 1 月 14 日から施行する。

## 附 則

この規程は令和 4 年 5 月 26 日から施行する。

## 附 則

この規程は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(別記様式第1号)

## 和歌山県入札参加資格(県内建設業)承継申請書(法人成り)

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

## 申請人

## 法人(承継会社)

所在地

---

商号

---

代表者役職氏名

---

## 個人事業主(被承継人)

所在地

---

名称

---

代表者氏名

---

許可番号

<small>大臣・知事コード</small>		許	可	番	号
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

第 号

和歌山県入札参加資格(県内建設業)を認定された上記個人事業主が上記法人に組織変更し、建設業の営業に関する債権債務を承継することとしたので、和歌山県入札参加資格(県内建設業)の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

(別記様式第2号)

## 誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

法人（承継会社）

所在地 \_\_\_\_\_

商号 \_\_\_\_\_

代表者役職氏名 \_\_\_\_\_

個人事業主（被承継人）

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号		
□	□	第	□	□	□	□	号

和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継を申請するにあたり、下記の状態を承継の承認の日から1年以上継続することを誓約します。

この誓約を履行しなかったときには、和歌山県入札参加資格（県内建設業）を取り消されても異議ありません。

記

- 1 被承継人が承継会社の（代表社員・代表取締役）であること。
- 2 被承継人が承継会社の（出資総額・株式総数）の過半数を所有すること。

(別記様式第3号)

## 和歌山県入札参加資格(県内建設業)承継申請書(個人承継)

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

承継人

所在地

名称

代表者氏名

印

被承継人

所在地

名称

代表者氏名

印

※ 被承継人が健在な場合のみ押印してください。

許可番号

<small>大臣・知事コード</small>		許	可	番	号
第					号

和歌山県入札参加資格(県内建設業)を認定された上記被承継人が(死亡・高齢)により営業を継続できなくなったため、上記承継人がその営業を引き継ぐこととしたので、和歌山県入札参加資格(県内建設業)の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

(別記様式第4号)

## 営業引継に対する同意書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

## 承継人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 被承継人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ 被承継人が健在な場合のみ押印してください。

上記承継人が上記被承継人の営業を引き継ぐことについて、被承継人のすべての相続人が異議なく同意します。

## 相続人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

- ※ 印鑑は実印を使用してください。
- ※ 和歌山県知事へ法第17条の3に定める相続による承継の認可を申請した場合、この様式の提出を省略できます



(別記様式第5号)

## 和歌山県入札参加資格(県内建設業)承継申請書(会社間承継)

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

承継会社

所在地

---

商号

---

代表者役職氏名

---

被承継会社

所在地

---

商号

---

代表者役職氏名

---

許可番号

<small>大臣・知事コード</small>		許	可	番	号		
<input type="text"/>	<input type="text"/>	第	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	号

和歌山県入札参加資格(県内建設業)を認定された上記被承継会社から上記承継会社に、建設業の営業に関する債権債務を承継することとしたので和歌山県入札参加資格(県内建設業)の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

(別記様式第6号)

## 施工実績に係る誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

承継会社

所在地 \_\_\_\_\_

商号 \_\_\_\_\_

代表者役職氏名 \_\_\_\_\_

被承継会社

所在地 \_\_\_\_\_

商号 \_\_\_\_\_

代表者役職氏名 \_\_\_\_\_

許可番号

<small>大臣・知事コード</small>		許	可	番	号	
第						号

和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継を申請するにあたり、被承継会社の施工実績は承継会社に帰属するものとし、今後和歌山県に対して被承継会社が当該施工実績を自社の施工実績として主張しないことを誓約します。

添付書類ア

## 同意書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

商号又は名称

代表者役職氏名

和歌山県に入札参加資格（県内建設業）承継の申請を行うにあたり、下記の事項について同意します。

## 記

- 1 県が立入調査等を実施すること及びその調査に協力すること
- 2 県が社会保険の加入・納入状況を照会するために年金事務所等関係機関に入札参加資格（県内建設業）承継申請書、地方基準点数再算定申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること
- 3 県が労働保険の加入・納入状況を照会するために労働局等関係機関に入札参加資格（県内建設業）承継申請書、地方基準点数再算定申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること
- 4 県が暴力団関係者等排除に係る誓約の遵守状況を照会するために警察等関係機関に入札参加資格（県内建設業）承継申請書、地方基準点数再算定申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること
- 5 資格認定結果に係る県が定めた内容を和歌山県ホームページ等を通じて公表すること

※ 行政書士に委任している場合でも申請者が内容を確認した上で押印してください。  
（「商号又は名称」「代表者役職氏名」は自署でなくてもかまいません。）

## 添付書類イ

## 暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、法令及び和歌山県が定める入札参加関連規定を遵守した上で、入札参加を行うものとし、下記のことを誓約いたします。

なお、私がこの誓約に違反した場合にはいかなる処分を受けても異議を申しません。

## 記

- 1 次の各号に該当する者（以下「経営者等」という。）が現在、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号の規定による暴力団関係者等（以下「暴力団関係者等」という。）でないこと。
  - (1) 建設業許可業者
  - (2) 建設業許可業者の使用人（建設業法施行令第3条に規定する使用人をいう。）
  - (3) 建設業許可業者の法定代理人
  - (4) 建設業許可業者の経営に影響力を有する者  
(法人にあつては建設業法第5条第3号に規定する役員等、法人以外の者にあつては、これらに相当すると認められるものをいう。)
  - (5) 建設業許可業者の法定代理人の経営に影響力を有する者  
(法人にあつては建設業法第5条第3号に規定する役員等、法人以外の者にあつては、これらに相当すると認められるものをいう。)
- 2 将来にわたって暴力団関係者等を経営者等にしないこと。
- 3 不当要求行為等を受けた場合は拒否するとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。
- 4 下請契約等（一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約をいう。）を締結した場合は、当該下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方をいう。）が、不当要求行為等を受けた場合は、これを拒否させるとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をさせること。
- 5 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動又は暴力を用いないこと。
- 6 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損しないこと。
- 7 他者が上記5及び6に反する行為をしたことを知り得た時は、その事実を発注者に報告すること。

添付書類ウ

株主等調書

商号又は名称

1 総株主又は総出資者数

 人

2 うち議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている出資者

(フリガナ) 株主(出資者)氏名	生年月日	住 所	所 有 株 数 又 は 出 資 の 価 額
( )			
( )			
( )			
( )			
( )			
( )			
( )			

※ 申請者が法人の場合に、申請日時点で最新の株主名簿等に基づき作成して下さい。

※ 株式会社の場合は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、また、その他の法人は、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者を記載して下さい。

※ 「所有株数又は出資の価額」の欄には、株数を記載するときは「〇〇株」とし、出資の価額を記載するときは「〇〇円」とその単位を記載して下さい。



添付書類エ

## 認可に伴う承継承認申請に関する誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

承継人商号又は名称

承継人代表者役職氏名

建設業法第17条の2に定める個人事業主から法人への組織変更又は個人事業主から個人への譲渡による認可に伴い和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継承認を申請するにあたり、下記のことを誓約します。

この誓約を履行しなかったときには、和歌山県入札参加資格（県内建設業）の取消しを受けても異議を申しません。

## 記

- 1 建設業認可に伴う入札参加資格の承継承認を受けて事業譲渡した後、承継の手引き第2項第1号に定める法人成りの場合、被承継人の事業の廃止による「個人事業の開廃業等届出」を、承継の手引き第2項第2号に定める場合の内、建設業法第17条の2に定める相続による承継の認可を受ける生前の譲渡による代替わりの場合、承継人の事業の開始、被承継人の事業の廃止による「個人事業の開廃業等届出」を、納税地の所轄税務署長に提出し、その届出の写しを以下の期限までに和歌山県に提出すること。

令和 年 月 日（事業譲渡日から30日後）

- 2 事業の譲渡後、すみやかに「被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表」を作成し、以下の期限までに和歌山県に提出すること。

令和 年 月 日（事業譲渡日から60日後）

- ※ 期限は申請者の自署でご記入ください。
- ※ 期限までに当該書類の提出がない場合、入札に参加できなくなることがあります。
- ※ この誓約書の提出により、当該書類の提出前でも承継が認められます。

### 3-(1) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、県発注工事の適正な施工を確保するため、入札参加資格者の入札参加資格停止について必要な措置を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、その他建設工事に関連する調査業務等をいう。ただし、災害復旧に伴い緊急に行うものは除く。
- (2) 入札参加資格者 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）、和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）及び条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）に規定する競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (3) 県発注工事 和歌山県（教育委員会、警察本部を含む。）が発注する建設工事等をいう。
- (4) 公共建設工事 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等をいう。
- (5) 一般建設工事 前2号以外の建設工事等をいう。
- (6) 公共機関 贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社公団等）をいう。
- (7) 入札参加資格者等 入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。
- (8) 役員等 法人の役員、支店若しくは営業所（常時工事の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者並びに個人の事業主及び支配人又は、法人の業務を執行する法的な権限はないものの、会長、相談役、顧問等の名称を有する者若しくは、一定の比率（5%）以上の株式を保有する株主若しくは一定比率（5%）以上の出資をしている者で法人に対する実質的な支配力を有すると認められるものをいう。
- (9) 使用人 前号に掲げるもの以外の雇用関係にある者をいう。
- (10) 入札参加資格停止 入札参加資格者が、別表第1、別表第2及び別表第3の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときに、別表各項に定めるところにより、期間を定めて県発注工事のすべての競争入札に参加させない措置をいう。
- (11) 業務 個人の私生活上の行為以外の入札参加資格者の業務全般をいう。
- (12) 業務関係法令 業務全般に関する法令（個人の私生活上の行為以外）をいう。
- (13) 労働者使用関係法令 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。
- (14) 環境保全関係法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等をいう。
- (15) 下請契約等 一次若しくは二次下請以降すべての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約をいう。
- (16) 不当要求行為等 暴力行為及び脅迫行為、又は威迫行為等により要求する行為等をいう。
- (17) 暴力団 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (18) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。
- (19) 不適切な安全管理措置 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故について受注者の責任が明白な場合をいう。
- (20) 負傷者 医師により30日を超える治療を要する負傷と診断された者をいう。
- (21) 重傷者 医師により60日を超える治療を要する負傷と診断された者又は後遺症が残る負傷と診断された者をいう。
- (22) 建設業法違反 技術者の不設置、施工体制台帳の不作成、一括下請負違反、無許可業者との下請契約締結など建設業法に規定される条文に違反した場合をいう。
- (23) 社会的な影響が大きい 人命に危険を生ずる事故のおそれがある、損害賠償が必要となった、修補工事に長期間を要する、他工事に多大な影響（一時中止や手戻り等）がある、供用の制限・中止を要するなどをいい、当該粗雑工事が及ぼした影響を総合的に勘案し判定するものとする。

#### (審査)



第3条 本庁の各課長は、入札参加資格者が別表第1及び別表第2の各項に規定する停止理由に該当する事案が発生したときは、県土整備部県土整備政策局技術調査課長（以下「技術調査課長」という。）にその旨を報告しなければならない。

2 技術調査課長は、前項の報告及び和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月制定）第2条に基づく報告を受けたときは、和歌山県建設工事等入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に付さなければならない。

#### （入札参加資格停止）

第4条 知事は、入札参加資格者が別表各項に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、これらの同表に定めるところにより期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。

2 県発注工事関係機関の長は、建設工事等の契約のため、一般競争入札を実施しようとするときは、前項の入札参加資格停止を受けている入札参加資格者の当該入札への参加を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加資格者を指名してはならない。

3 県発注工事関係機関の長は、入札参加資格停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

#### （下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止）

第5条 知事は、前条第1項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、入札参加資格停止を行うものとする。

2 知事は、前条第1項の規定により共同企業体の入札参加資格停止を行う場合については、当該共同企業体の構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、入札参加資格停止を行うものとする。

3 知事は、前条第1項の規定により入札参加資格停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体の入札参加資格停止については、当該入札参加資格者と同期間の入札参加資格停止を行うものとする。

#### （入札参加資格停止の特例）

第6条 知事は、入札参加資格者等（使用人を除く。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格停止を受けた者と同期間の入札参加資格停止を行うものとする。

なお、入札参加資格を有しない不当要求行為等を行った者も、入札参加資格停止を受けた者として扱うものとする。

(1) 当該入札参加資格者等（使用人を除く。）が、別表第2第3項、第8項第2号ア又は別表第3の措置要件により入札参加資格停止を受けた者の役員等と重複するとき。

(2) 当該入札参加資格者等（使用人を除く。）が、別表第2第3項、第8項第2号ア又は別表第3の措置要件により入札参加資格停止を受けた者の役員等と同居を同じくする（実質的に同居している場合も含む。）3親等以内の者が役員等であるとき。

#### （入札参加資格停止期間の特例）

第7条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の2以上に該当したときは、これらの措置要件に定める入札参加資格停止の期間のうち最も長いものを適用する。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合（別表各項の措置要件に該当する基となった事実又は行為が、明らかに既に措置した入札参加資格停止より前であると判断できる場合を除く。）における入札参加資格停止の期間は、それぞれ別表各項に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は3年を限度とする。

(1) 別表各項の措置要件に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該入札参加資格停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき（次号又は第3号に掲げる場合を除く。）。

(2) 別表第2第1項の措置要件、別表第3に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該入札参加資格停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第2第2項及び第3項に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 知事は、入札参加資格者について入札参加資格停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が入札参加資格停止の決定後明らかとなったときは、別表各項及び前2項の規定により定めた入札参加資格停止の期間の2分の1を乗じた期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。

なお、入札参加資格停止の1か月の期間に2分の1を乗じた期間は、15日の期間として計算するものとする。

4 知事は、入札参加資格者が別表第2第2項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用

されその事実が公表されたときは、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1を乗じた期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。この場合において、入札参加資格停止の1か月の期間に2分の1を乗じた期間は、15日の期間として計算するものとする。

- 5 知事は、県に対して談合等の解明に自主的に協力した入札参加資格者が別表第2第2項又は第3項の措置要件に該当した場合（前項に該当した場合を除く。）においては、当該規定に定められた入札参加資格停止の期間の2分の1を乗じた期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。この場合において、入札参加資格停止の1か月の期間に2分の1を乗じた期間は、15日の期間として計算するものとする。
- 6 知事は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるとき、若しくは入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき、又は極めて悪質な事由が入札参加資格停止の決定後明らかとなったときは、別表各項により定めた入札参加資格停止の期間を2倍にして得た期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。ただし、その期間は3年を限度とする。
- 7 知事は、入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかとなったと認めるとき（逮捕された者が嫌疑がないとして不起訴になったとき等をいう。）は、入札参加資格停止を解除するものとする。
- 8 入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者について、新たに別表第2第1項、第2項又は第3項の措置要件に該当し、入札参加資格停止を行うこととなった場合の入札参加資格停止の期間は、当該入札参加資格停止期間に既に措置されている入札参加資格停止期間の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加資格停止の期間は3年を超えないものとする。
- 9 別表第1第3項第1号イ、ウ、第2号イ、第4項第1号イ、ウ又は第2号イの期間が、当該建設工事等の発注者が措置した停止期間を超えるときは、発注者の措置した停止期間を入札参加資格の停止期間とする。

#### （入札参加資格停止の承継）

第8条 入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加資格停止措置も引き継ぐものとする。

#### （入札参加資格停止等の通知）

第9条 知事は、第4条若しくは第5条の規定により入札参加資格停止を行い、第7条第3項若しくは第4項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、又は第7条第7項の規定により入札参加資格停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により入札参加資格停止、入札参加資格停止の期間の変更及び入札参加資格停止の解除の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の事由が県発注工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

#### （入札参加資格停止等の期間の始期）

第10条 入札参加資格停止の期間の始期は、入札参加資格停止の決定があった日の翌日とする。

- 2 入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者について、別件として再度入札参加資格停止を行う場合の始期は、再度入札参加資格停止を決定した日とし、再度通知を行うものとする。

#### （随意契約の相手方の制限）

第11条 県発注工事関係機関の長は、入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、知事の承認を受けたときは、この限りではない。

#### （下請の禁止）

第12条 県発注工事関係機関の長は、入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者が県発注工事を下請することを承認してはならない。

- 2 前項の規定は、入札参加資格停止の期間中に入札参加資格者が入札参加資格を失った場合も同様とする。

#### （入札参加資格を有しない不当要求行為等を行った者の公表）

第13条 知事は、不当要求行為等を行ったと認められた入札参加資格を有しない者に関する情報を停止期間に相当する期間中、和歌山県ホームページへの登載により公表するものとする。

#### （入札参加資格停止に至らない事由に関する措置）

第14条 知事は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）を行うことができる。

#### （苦情申立て）

第15条 第4条若しくは第5条の規定による入札参加資格停止又は前条の規定により警告等を受けた者は、

当該措置について、書面（以下「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
  - (2) 申立てに係る措置
  - (3) 申立ての趣旨及び理由
  - (4) 申立ての年月日
- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
  - (1) 入札参加資格停止 入札参加資格停止期間内
  - (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

#### （苦情申立てに対する回答等）

第16条 知事は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の期間を延長することができるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の申立期間の徒過その客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

#### （再苦情申立て）

第17条 前条第1項の回答に不服がある者は、知事に対して書面により再苦情申立てをすることができる。

- 2 前項に規定する再苦情申立てに関する手続きについては、和歌山県公共工事入札監視委員会運営要領に定めるところによる。

#### （その他）

第18条 知事は、別表各項に掲げる措置要件に該当するときのほか、入札参加資格者が経営不振に陥ったと認められるとき等、県発注工事を受注させるのにふさわしくないと認められるときは、当該入札参加資格者について、入札参加の対象外とすることができる。

#### 附 則

この要綱は、平成16年6月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。ただし、別表第2第2項の規定については、この要綱の施行日以後に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定により公正取引委員会から刑事告発されたもの若しくは逮捕されたもの又は排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたものについて適用し、同日前に公正取引委員会から刑事告発されたもの若しくは逮捕されたもの、排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたもの又は排除勧告若しくは審判開始決定を受けたものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。ただし、改正前の和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱の規定による指名停止は、改正後の和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱の規定による入札参加資格停止とみなす。

#### 附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

#### 附 則

#### （施行期日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日以前に契約した契約後V E方式を義務づけた契約においては、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

- 附 則  
この要綱は、平成23年9月20日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成23年11月16日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成24年12月11日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成27年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う案件から適用するものとする。
- 附 則  
この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う案件から適用するものとする。
- 附 則  
この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う案件から適用するものとする。
- 附 則  
この要綱は、令和2年1月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<b>(過失による粗雑工事等)</b>	
1 建設工事等の実施に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。 (1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。 ア 県発注工事のとき。 イ 県内の他の建設工事等のとき。 (2) 県発注工事において、発注機関の調査で施工不良等の不備が認められるとき。(かしが軽微であると認められる場合、又は原則として工事施工中の場合を除く。) (3) 第1号ア及び第2号において、社会的な影響が大きいと認められるとき。 (4) 第1号ア、第2号及び第3号において、重大なかしがあり、再三の指摘にもその対応に誠意がないと認められたとき。 (5) 県発注工事について工事成績が著しく不良(50点未満)なとき。	当該認定をした日から 3か月 2か月 3か月 6か月 12か月 3か月
<b>(契約違反)</b>	
2 県発注工事の実施に当たり、契約に違反するなど、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 正当な理由がなく、契約を解除したとき。 (2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされたとき。 (3) 履行遅滞があったとき。 ア 2箇月以上の履行遅滞 イ 1箇月以上2箇月未満の履行遅滞 ウ 1箇月未満の履行遅滞 (4) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。 ア 公害防止及び危険防止対策が不良のとき。 イ 工程管理、資材管理若しくは労務管理等が不良であるとき、又は、正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。 (5) 契約に違反し、社会保険等未加入建設業者を下請負人としたとき。 (6) 契約に伴い提出する誓約書で誓約した内容に違反したとき。	当該認定をした日から 6か月 24か月 3か月 2か月 1か月 3か月 1か月 1か月 1か月
<b>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</b>	
3 不適切な安全管理措置を行ったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害、その他重大な事故を生じさせたとき。 ア 県発注工事における事故 イ 県内の他の建設工事等における事故 ウ 県外の建設工事等における事故(5名以上の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたものに限る。) (2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 ア 県発注工事における事故 イ 県内の他の建設工事等における事故(重傷者を出したのものに限る。)	当該認定をした日から 4から6か月 3か月 3か月 2から4か月 2か月
<b>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</b>	
4 不適切な安全管理措置を行ったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 ア 県発注工事における事故 イ 県内の他の建設工事等における事故 ウ 県外の建設工事等における事故(5名以上の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたものに限る。) (2) 負傷者を生じさせたとき。 ア 県発注工事における事故 イ 県内の他の建設工事等における事故(重傷者を出したのものに限る。)	当該認定をした日から 2から4か月 2か月 2か月 1から3か月 1か月
5 前各号に掲げる場合のほか、審査会において入札参加資格停止等の措置を必要と認めるとき。	当該認定をした日から 24か月以内

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p><b>(贈賄)</b> 1 入札参加資格者等が業務に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (1) 県の職員に対する贈賄 (2) 県内の他の公共機関の職員に対する贈賄 (3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄</p>	<p>当該認定をした日から 24か月 12か月 6か月</p>
<p><b>(独占禁止法違反)</b> 2 業務に関し入札参加資格者等が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、県発注工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 公正取引委員会の刑事告発があったとき又は独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。 ア 県発注工事における違反 イ 県内の他の建設工事等における違反 ウ 県外の建設工事等における違反 (2) 公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令があったとき。 ア 県発注工事における違反 イ 県内の他の建設工事等における違反 ウ 県外の建設工事等における違反</p>	<p>当該認定をした日から  24か月 18か月 12か月  12か月 8か月 6か月</p>
<p><b>(談合等)</b> 3 入札参加資格者等が談合罪又は公契約関係競争妨害罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (1) 県発注における談合等 (2) 県内における談合等 (3) 県外における談合等</p>	<p>当該認定をした日から 24か月 18か月 12か月</p>
<p><b>(談合による損害賠償請求)</b> 4 入札参加資格者等に談合があったとして、県が損害賠償請求を行ったとき。 (1) 県が提起した談合による損害賠償請求訴訟において入札参加資格者等の談合が認定されたとき。 (2) 県が訴訟を提起する前に損害賠償請求に応じ、全額納付したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月 3か月</p>
<p><b>(建設業法違反)</b> 5 入札参加資格者等が建設業法違反を行い、県発注工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 建設業法違反により逮捕、書類送検若しくは起訴されたとき。 ア 県発注工事における違反 イ 県内の他の建設工事等における違反 ウ 県外の建設工事等における違反 (2) 建設業法違反により営業停止処分を受けたとき。 ア 県発注工事における違反 イ 県内の他の建設工事等における違反 ウ 県外の建設工事等における違反 (3) 建設業法違反により指示処分を受けたとき。 ア 県発注工事における違反 イ 県内の他の建設工事等における違反 ウ 県外の建設工事等における違反</p>	<p>当該認定をした日から  9か月 6か月 4か月  6か月 4か月 3か月  4か月 3か月 3か月</p>
<p><b>(申請書等の虚偽記載)</b> 6 県発注工事の契約に当たり、その前提となる次の各種申請書等に虚偽の記載をし、県発注工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 一般競争入札(指名競争入札)参加資格申請書 (2) 一般競争入札に係る競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料 (3) 条件付き一般競争入札に係る技術資料 (4) 経営規模等評価申請書 (5) 建設業許可申請書一式 (6) その他必要とする申請書等</p>	<p>当該認定をした日から 6か月 6か月 6か月 6か月 6か月 6か月</p>

<p><b>(不正又は不誠実な行為)</b></p> <p>7 別表第1及び前各項に掲げるときのほか、業務に関し入札参加資格者等が不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 入札参加資格者等のうち、使用人を除く者が行った暴力行為</p> <p>(ア) 県内における暴力行為</p> <p>(イ) 県外における暴力行為</p> <p>イ 入札参加資格者等のうち、使用人が行った暴力行為</p> <p>(ア) 県内における暴力行為</p> <p>(イ) 県外における暴力行為</p> <p>(2) 脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に重大な違反（当該法令違反により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。）をしたとき。ただし、第5項に規定する建設業法違反に該当する場合は除く。</p> <p>(4) 県発注工事の入札等において正当な理由がなく入札に参加しなかったとき。</p> <p>(5) 県発注工事の入札等において正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。</p> <p>(6) 県発注工事の入札に際し、正当な理由がなく担当職員の指示に従わなかったとき。</p> <p>(7) 県発注工事に係る予定価格等の非公表とされている情報を不正に入手し、又は入手しようとして職員に働きかけを行ったとき。</p> <p>(8) 県発注工事の入札に際し、開札前に、他の入札参加者の応札価格若しくは総合評価方式における技術提案に係る情報を不正に入手し、又は自身に係る情報を漏えいしたとき。</p> <p>(9) 低入札価格調査制度に基づく調査報告書一式に虚偽記載をするなど不誠実な行為をしたとき。</p> <p>(10) 低入札価格調査に関し事情聴取に応じない又、下請業者、資材購入先等への不適正な履行等不誠実な行為をしたとき。</p> <p>(11) 入札参加資格者等以外の他人に自らのICカードを使用させ、又は他の入札参加資格者のICカードを使用し、入札に参加したとき。</p> <p>(12) 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る営業所等実地調査実施要領に定める営業所調査又は和歌山県県土整備部施工体制点検特別調査班（施工体制Gメン）立入調査実施要領に定める立入調査を拒否したとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p> <p>1か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p> <p>1か月</p>
<p><b>(不当要求行為等)</b></p> <p>8 別表第1及び前各項に掲げるときのほか、業務に関し入札参加資格者等が不当要求行為等を行い、県発注工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県発注工事に関し、暴力団等から不当要求行為等を受けたにもかかわらず県に報告せず、又は所轄の警察に報告若しくは届出をしなかったとき。</p> <p>(2) 県発注工事の下請契約等に際し、直接又は第3者が介入し、不当要求行為等を行った者、不当要求行為等を行ったとして県の行政指導等を受けた者又は当該下請契約等を締結した者</p> <p>ア 不当要求行為等を行った者又は不当要求行為等を行ったとして県の行政指導等を受けた者</p> <p>イ 当該下請契約等を締結した者</p> <p>(3) 県発注工事に関し、不当要求行為等を行ったと認められた入札参加資格を有しない者と入札参加資格停止期間に相当する期間中（12か月）に新たに下請契約等を締結した者（第1号の工事を除く。）</p> <p>(4) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をした者又は暴力を用いた者</p> <p>(5) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損した者</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月</p> <p>12か月</p> <p>6か月</p> <p>1か月</p> <p>当該事実発生の日から翌年の12月31日まで</p> <p>当該事実発生の日から翌年の12月31日まで</p>
<p><b>(反社会的行為)</b></p> <p>9 入札参加資格者等（使用人を除く。）が極めて重大な反社会的行為があり、県発注工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 新聞等により報道されたとき。</p> <p>(2) 刑法（明治40年法律第45号）に基づき逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p>
<p><b>(経営不振)</b></p> <p>10 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、県発注工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から金融機関の取柄が再開されるなど経営状態の改善が認められるまで</p>
<p><b>(その他)</b></p> <p>11 前各号に掲げる場合のほか、審査会において入札参加資格停止等の措置を必要と認めるとき。</p>	<p>当該認定をした日から24か月以内</p>

別表第3 暴力団排除対策関係

措 置 要 件	期 間
<p>和歌山県建設工事等暴力団排除措置要綱に基づき入札参加除外の対象となり、入札参加資格者等が、次の各号に該当するとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>1年を経過し、かつ、改善が認められるまで</p>
<p>(2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p>	<p>6か月を経過し、かつ、改善が認められるまで</p>
<p>(3) 暴力団又は暴力団関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>6か月を経過し、かつ、改善が認められるまで</p>
<p>(4) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき、又は、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>6か月を経過し、かつ、改善が認められるまで</p>
<p>(5) 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>6か月を経過し、かつ、改善が認められるまで</p>



## 3-（2） 和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分基準

### 一 趣旨

この基準は、建設業者又は許可を受けないで建設業を営む者（以下「建設業者等」という。）による不正行為等について、和歌山県知事が監督処分を行う場合の基準を定めることにより、建設業者等の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

### 二 総則

#### 1 監督処分の基本的考え方

建設業者等の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。

#### 2 監督処分の対象

##### （1）地域

監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。

##### （2）業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなきは、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

##### （3）請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

#### 3 監督処分等の時期等

（1）他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。

（2）贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

（3）公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者等が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。

（4）指示処分を行った場合においては、建設業者等が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

#### 4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げないものとする。

- (1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき  
当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。
- (2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき
- ① 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき  
イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなきときは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。  
ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。
  - ② 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき  
営業停止処分事由に該当する行為については上記二4(2)①又は下記三もしくは四の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。
  - ③ 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが指示処分事由に当たるとき  
原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。
- (3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき
- ① 建設業者等の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき  
当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。
  - ② 建設業者等の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するとき  
原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。
- 5 不正行為等を重ねて行った場合の加重
- (1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合  
営業停止処分を受けた建設業者等が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りではない。
  - (2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合  
建設業者等が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。
- 6 営業停止処分により停止を命じる行為  
営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。
- 7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分  
不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に、建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらず承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

### 三 建設業者に対する監督処分の基準

#### 1 基本的考え方

##### (1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げない。

##### (2) (1) 以外の不正行為等あった場合

① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定、又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第19条の5、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

##### (3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合 建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

#### 2 具体的基準

##### (1) 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、その原因が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

##### (2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

a 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上営業停止処分を行うこととする。

c a又はb以外の場合は、60日以上営業停止処分を行うこととする。

d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第13項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上営業停止処分を行うこととする。

e a～dにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止

処分を行うこととする。

(3) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① 虚偽申請

i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（iiに規定される場合を除く）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた場合は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときは、45日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかったとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。また、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第7項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、低入札価格調査が行われた工事である場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図を作成したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等、政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたことと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。

c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

ii 労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員

- が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。
- iii 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反  
役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上営業停止処分を行うこととする。
- iv 特定商取引に関する法律違反  
a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。  
b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。  
また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上営業停止処分を行うこととする。
- v 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反  
a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。  
b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。  
また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上営業停止処分を行うこととする。
- ③ 信用失墜行為等  
i 法人税法、消費税法等の税法違反  
役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。  
ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等  
役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上営業停止処分を行うこととする。
- ④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反  
i 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。  
ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。
- (5) 一括下請負等  
a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な軽減を行うこととする。  
b 建設業者が建設業法第26条の3第9項の規定に違反したときは、15日以上営業停止処分を行うこととする。
- (6) 主任技術者等の変更  
主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。
- (7) 無許可業者等との下請契約  
a 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したときは、7日以上営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な軽減を行うこととする。  
b 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な軽減を行うこととする。

- c 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

#### (8) 履行確保法違反

- a 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。
- b 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

### 四 無許可業者に対する監督処分の基準

#### 1 基本的な考え方

建設業法第28条第2項各号に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは指示処分とする。

なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

#### 2 具体的基準

##### (1) 公衆危害

許可を受けないで建設業を営む者（以下「無許可業者」という。）が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うように勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

##### (2) 請負契約に関する不誠実な行為

###### ① 契約締結の過程に関する法令違反

###### i 刑法違反（詐欺罪）

a 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。

c a又はb以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこととする。

###### ii 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

###### ② 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反して工事を請け負った場合については、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

なお、同条第2項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負った場合については、各契約の請負代金の額の合計額をもって上記の判断額とする。

###### ③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

## 五 その他

- ① 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合、又は無許可業者が建設業法第3条第1項の規定に違反して建設業を営んだ場合、営業停止処分に違反して建設業を営んだ場合等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合については、告発を持って臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。
- ② 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があったときから3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分手由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りではない。
- ③ 建設業法第29条の5の規定に基づき監督処分の公告等を行う他、建設業を営む者の処分の原因となった行為が悪質なものについては、必要に応じて公表するものとする。
- ④ この基準は、不正行為等を行った役職員が、法令違反の事実が確定するまでの間に辞任又は退職している場合にも適用する。

## 六 施行期日等

- ① この基準は平成21年4月1日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。
- ③ この基準は令和2年11月5日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした不正行為については、なお従前の例による。
- ④ この基準は令和3年9月29日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。
- ⑤ この基準は令和3年12月23日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。  
ただし、三2(3)②主任技術者等の不設置等及び三2(5)一括下請負等は、令和3年9月1日以後に不正行為等が行われたものから適用し、同日前行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。
- ⑥ この基準は令和4年6月13日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。
- ⑦ この基準は令和5年5月26日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

## 別 表

**一 営業停止期間中は行えない行為**

- 1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約に基づく本契約の締結を含む。）
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く）
- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
- 4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあっては、当該地域内における前各号の行為
- 5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあっては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
- 6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあっては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為

**二 営業停止期間中でも行える行為**

- 1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
- 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
- 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
- 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
- 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
- 7 企業運営上必要な資金の借入れ等



処分要件	運用基準	
	項目	営業停止期間等
建設業者の業務に関する談合・贈賄等(刑法違反(公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪)、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反)	a 代表権のある役員等が刑に処せられた場合	1年
	b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合	120日以上
	c a又はb以外の場合	60日以上
	d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合	30日以上
	e a～dにより営業停止処分(独占禁止法第3条違反に係るものに限る。)を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由(独占禁止法第3条違反に係るものに限る。)があった場合	a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重(最高1年)
請負契約に関する不誠実な行為	入札前の調査資料に虚偽の記載をしたとき、その他の公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき(虚偽申請を行うことにより得た審査結果を公共工事の発注者に提出した場合等)	15日以上
	虚偽申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとき	30日以上
	財務諸表に関し不正行為を行った業者が、経営事項審査において、以下項目に該当し、加点されていた場合	45日以上
	一括下請負等	15日以上
	主任技術者等の不設置等	15日以上
	主任技術者等が、工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められる場合	直ちに当該技術者の変更の勧告をするとともに必要に応じ指示
	上記指示に従わない場合	7日以上
	粗雑工事等による重大な瑕疵	15日以上(無許可業者の場合は3日以上) 低入札価格調査が行われた工事の場合は 30日以上
	施工体制台帳等の不作成	7日以上
	無許可業者等との下請契約	7日以上

事 故	公衆危害	
	・公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合	7日以上（軽微な場合は原則指示処分）
	・適切に工事を施工しなかったため、公衆に危害を及ぼすおそれが大のとき	危害防止の措置を勧告するとともに必要に応じ指示
	・上記指示に従わない場合	7日以上
	・原因が建設資材に起因する場合	必要に応じ指示
	工事関係者事故	
	・役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合	指示処分
	・工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で特に重大な事故を生じさせたと認められる場合	3日以上
建設工事の施工等に関する他法令違反	建築基準法、労働基準法等違反	
	・役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合	7日以上
	・それ以外の場合で役職員が刑に処せられたとき	3日以上
	・建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合	指示処分（原則）
	・上記命令に違反した場合	3日以上
	・建築基準法の違反が建設資材に起因する場合	必要に応じ指示
	宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物処理法違反	
	・役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合	15日以上
	・それ以外の場合で役職員が刑に処せられたとき	7日以上
	特定商取引に関する法律違反	
	・役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合	7日以上
	・それ以外の場合で役職員が刑に処せられたとき	3日以上
	・法第7条等に規定する指示処分を受けた場合	指示処分（原則）
	・法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合	3日以上
	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反	
	・役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合	7日以上
・それ以外の場合で役職員が刑に処せられたとき	3日以上	

	・法第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合	指示処分(原則)
	・法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合	3日以上
信用失墜行為	法人税法、消費税法等の税法違反	
	・役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合	7日以上
	・それ以外の場合で役職員が刑に処せられたとき	3日以上
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反等	
	・役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合	7日以上
履行確保法違反	履行確保法第5条の規定に違反した場合	指示処分(原則)
	上記命令に違反した場合	15日以上
	履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合	指示処分(原則)
	上記命令に違反した場合	7日以上
健康保険法違反、 厚生年金保険法違反、 雇用保険法違反	役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合	7日以上
	それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	3日以上
	健康保険等の未加入の状態が継続し、保険担当部局から法令違反の通知があった場合	指示処分(原則)
	上記指示に従わない場合	3日以上
悪質な不正行為等 (再犯・重犯)	処分満了後3年以内に同種の不正行為を繰り返した場合	必要に応じ営業停止期間を加重

## 4 建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領

### （趣旨及び定義）

- 第1条 この要領は、県が発注する建設工事について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上、発注者及び入札参加業者の負担軽減を図るため、電子入札システムにより入札を行う条件付き一般競争入札の実施に関し、運用基準その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 電子入札システム 和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システムをいう。
  - (2) 本競争入札 電子入札システムにより入札を行う条件付き一般競争入札をいう。
  - (3) 運用基準 和歌山県公共工事等電子入札運用基準（平成19年6月1日施行）をいう。
  - (4) 対象工事 本競争入札の対象となる工事をいう。
  - (5) 休日条例 和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）をいう。
  - (6) 土日 休日条例第1条第1項第1号に規定する県の休日をいう。
  - (7) 祝日 休日条例第1条第1項第2号に規定する県の休日をいう。
  - (8) 長期休暇期間 4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日及び12月29日から翌年の1月6日までの日をいう。
  - (9) 休日等 土日、祝日及び長期休暇期間をいう。
  - (10) 入札情報システム 和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システムをいう。
  - (11) 入札公告 本競争入札を実施するために入札情報システムにより行われる公告をいう。
  - (12) 技術資料 入札参加資格要件を満たすことを証明する資料をいう。
  - (13) 資格審査取扱い基準 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）をいう。
  - (14) 県外建設業者資格審査取扱い基準 和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）をいう。
  - (15) 入札参加資格の再認定 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定をいう。
  - (16) 子会社等 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。
  - (17) 親会社等 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
  - (18) 会社等 会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。
  - (19) 更生会社 会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。
  - (20) 監査等委員である取締役 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。
  - (21) 指名委員会等設置会社の取締役 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。
  - (22) 社外取締役 会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。
  - (23) 業務を執行しない取締役 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。
  - (24) 執行役 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。
  - (25) 持分会社 合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
  - (26) 持分会社の社員 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。
  - (27) 会社等の役員 会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。
  - (28) 管財人 民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。
  - (29) 組合等 複数の単体企業により構成される組合等をいう。
  - (30) 本庁入札審査会 和歌山県県土整備部建設工事等入札審査会運営要領（平成20年6月1日施行）に定める和歌山県県土整備部建設工事等入札審査会等をいう。
  - (31) 資格審査会 和歌山県建設工事等入札参加資格審査会設置要綱（平成14年6月1日施行）に定める和歌山県建設工事等入札参加資格審査会をいう。
  - (32) 地方入札審査会 和歌山県県土整備部建設工事等地方入札審査会運営要領（平成20年6月1日施行）に定める和歌山県県土整備部建設工事等地方入札審査会等をいう。
  - (33) 入札参加者 本競争入札に参加しようとする者をいう。
  - (34) 入札書等 入札書並びに入札書に添付する工事費内訳書、システムによる技術提案（総合評価を行う場合に限る。）及び意向確認書（低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象の入札に限る。）をいう。

- (35) 低入札要領 低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年5月23日制定）をいう。  
 (36) 技術資料等 技術資料及び入札公告において提出を指示する書類をいう。  
 (37) 総合評価落札方式実施要綱 和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年6月1日制定）をいう。  
 (38) システムによる技術提案 総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して電子入札システムにより提出を求める書類をいう。  
 (39) 書面による技術提案 総合評価において評価値を確定するために開札後に書面により提出を求める書類及び第4条に規定する入札参加資格要件の確認を行うために開札後に書面により提出を求める技術資料をいう。  
 (40) 意向確認書 低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象とされた入札公告において、入札参加者が低入札価格調査を受ける意思がある場合に提出する書類をいう。  
 (41) 書面による技術提案等 書面による技術提案及び入札公告において提出を指示する書類をいう。  
 (42) 技術提案 システムによる技術提案及び書面による技術提案をいう。  
 (43) 特別簡易型総合評価落札方式 総合評価落札方式実施要綱に定める特別簡易型総合評価落札方式をいう。

### （対象工事）

第2条 対象工事は、県が発注する建設工事のうち予定価格が次の表に掲げる金額の範囲内の工事で、知事が選定したものとする。

予定価格	27億2千万円未満
------	-----------

### （入札の公告）

第3条 対象工事を本競争入札に付するときは、原則として木曜日に、入札情報システムにより公告するものとする。ただし、当該木曜日が、祝日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日であって、休日等でない日に振り替えて公告するものとし、当該木曜日が、長期休暇期間に当たるときは、公告を行わないものとする。

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を共通入札公告（別記第1号様式の1）及び個別入札公告例（別記第1号様式の2）に定めることにより行うものとする。

- (1) 入札に付する工事の概要に関する事項（電子入札の対象工事であることを含む。）
  - (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (3) 入札参加手続等に関する事項
  - (4) 入札等に関する事項
  - (5) 開札等に関する事項
  - (6) 審査に関する事項
  - (7) 低入札価格調査に関する事項
  - (8) 総合評価に関する事項
  - (9) 落札者の決定方法に関する事項
  - (10) 契約に関する事項
  - (11) その他本競争入札の手続に関し必要な事項
- 3 入札公告の期間は、原則として次の各号に掲げる区分による期間とし、その期間には、土日及び祝日を算入し、長期休暇期間並びに入札公告の初日及び末日を算入しないものとする。
- (1) 予定価格（税抜き）が500万円未満の工事 10日以上
  - (2) 予定価格（税抜き）が500万円以上5,000万円未満の工事 20日以上（発注機関の長が特に必要と認める場合は、15日以上）
  - (3) 予定価格（税抜き）が5,000万円以上の工事 25日以上

### （入札参加資格要件）

第4条 本競争入札に参加できる者は、単体企業（經常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）及び特定建設工事共同企業体で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。ただし、技術者に関する要件のうち、専任配置に関する要件を設けるものについては、入札公告において特に定める場合を除き、技術資料を提出した日から当該要件を満たしているものとする。また、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めないものとする。

- (1) 単体企業及び特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる対象工事に共通する入札参加資格要件を満たしていること。ただし、經常建設工事共同企業体で参加する場合は、すべての構成員がア、イ、オ、カ、キ、ク及びケの要件を、共同企業体としてウ及びエの要件を満たしていること。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
  - ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。
  - エ 資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の認定を受けている者又は入札参加資格の再認定を受けている者であること。
  - オ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
  - カ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手

続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

キ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしてない者でないこと。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

ケ 同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

（ア）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合
- ② 一方の特定建設工事共同企業体の構成員と他方の特定建設工事共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合

③ その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（2）単体企業及び特定建設工事共同企業体又はその構成員は、工事ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的な要件を満たしていること。

ア 入札に付する工事に対応した業種の資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の認定を受けている者又は入札参加資格の再認定を受けている者であること。

イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。

ウ 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準における審査項目に規定する総合点数に関する要件を満たしている者であること。

エ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

オ 技術者に関する要件を満たしている者であること。

カ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

キ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

ク その他知事が定める要件を満たしている者であること。

（3）単体企業及び特定建設工事共同企業体の代表者は、運用基準第4項に規定する利用者登録を行った者であること。

#### （工事ごとに定める入札参加資格要件の決定）

第5条 前条第2号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的な要件を定めようとするときは、次のとおり審議に付し決定するものとする。

（1）予定価格が5億円以上の工事については本庁入札審査会の意見を聞いた上での資格審査会の審議

（2）予定価格が5億円未満の工事（次号に掲げるものを除く。）については本庁入札審査会の審議

（3）予定価格が5億円未満の工事で、単体企業のみに参加条件を限定し、かつ、最低価格落札方式又は特別簡易型総合評価落札方式による入札の対象とするものについては次に定める入札審査会の審議

ア 本庁発注の工事については本庁各局が別に定める当該局の入札審査会

イ アに定める工事以外の工事については地方入札審査会

#### （設計図書等）

第6条 設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間について行うものとする。

3 設計図書等を電子化できる工事については、入札情報システムにより、インターネットを利用して取得させることができるものとし、フロッピーディスク、光ディスク、コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については電子媒体により配布することができるものとする。

#### （技術資料）

第7条 発注機関の長は、第4条に規定する入札参加要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、技術資料の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を入札参加者に対して入札情報システム等により、交付するものとする。

#### （設計図書等に対する質問及び回答）

第8条 設計図書等に対する質問は、質問書（別記第2号様式）により受け付けるものとし、入札公告

の日から提出期間が始まる日までの間のうち、原則として3日間（休日等を含まない。）の受付期間を設定するものとする。この場合において、受付期間の最終日の受付終了時間は、午後4時とする。

- 2 発注機関の長は、前項の質問に対する回答を、受付期間が終了した日から提出期間が始まる日までの間のうち休日等を除く日に、入札情報システムにより公表するものとする。
- 3 前2項の規定は、予定価格（税抜き）が500万円未満の工事については適用しない。

#### （入札書等の提出方法）

第9条 入札参加者は、入札書等を電子入札システムにより提出しなければならない。この場合において、入札担当者の氏名及び連絡先を明らかにするため入札担当者連絡票（別記第3号様式）を入札書に添付するものとする。

#### （入札書等の提出期限等）

第10条 入札書等の提出期限は、開札日の前日（その日が休日等であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日等でない日。以下同じ。）の午後5時30分とする。

- 2 入札書等の提出期間は、開札日の前日から起算して3日前（休日等を含まない。）までの期間のうち運用基準第3項に規定する電子入札システム利用可能時間とする。また、入札書等の提出期間の初日から末日までの間に長期休暇期間を挟まないものとする。
- 3 入札参加者は、入札書等を第1項に定める提出期限までに提出しなければならない。
- 4 入札書等は、入札書受付票が電子入札システムにより発行されたことをもって提出されたものとする。
- 5 前項の場合において、入札参加者は、入札書受付票を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。
- 6 第2項に定める提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
- 7 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。
- 8 入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

#### （入札書等の提出制限）

第10条の2 入札書等を提出する日において、第4条第1号イ、ウ、オ又はキの要件を満たしていない者は、入札書等を提出することができないものとする。

#### （入札の不成立）

第11条 入札書を提出した日から入札公告で定めた開札日時までの間、次条第1号から第5号までのいずれにも該当しない者が次の各号に定める数に満たないときは、この入札を不成立とする。

- (1) 予定価格5億円以上の工事（再度公告を行うものを除く。） 2者
- (2) 前号に定める工事以外の工事 1者
- 2 前項の規定による入札不成立の判断は、開札日を基準に行うものとし、入札が成立した後であっても、開札日において入札不成立の条件を満たすことが明らかであったと判明した場合は、当該入札を不成立とする。

#### （失格）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札候補者となることのできない。

- (1) 同一の入札について、2以上の入札をした者
- (2) 工事費内訳書を電子入札システムにより提出しなかった者
- (3) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (4) 入札執行者に承諾を得ずに紙入札により入札をした者
- (5) 第4条に規定する要件を満たさない者
- (6) 最低制限価格を設定した工事において、最低制限価格未満の価格による入札をした者
- (7) 低入札価格調査において、低入札要領に定める失格となる入札をした者
- (8) 指定する期限までに技術資料等を提出しなかった者
- (9) 虚偽の技術資料を提出した者
- (10) 運用基準に定める失格となる入札をした者
- (11) 工事費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者
- (12) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
- (13) 技術提案において、入札に係る情報（過去の入札に係る情報のほか、あらゆる情報を含む。）を、他の入札参加者から入手していると認められる者
- (14) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において指示した事項に反して入札をした者

#### （入札経過書の作成）

第13条 入札執行者は、開札日に、入札経過書（別記第4号様式）を作成するものとし、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

**(開札)**

- 第14条 開札は、休日等を除く日のうちから発注機関の定める日時に行うものとし、その日時は入札公告に示すものとする。
- 2 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
  - 3 入札執行回数は、1回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、開札手続を終了するものとする。
  - 4 入札執行者は、開札後速やかに、入札書を提出した入札参加者について第12条第1号から第5号までの規定に該当する者の有無を審査し、発注機関の長は、第11条の規定に基づき、開札日において当該入札が成立したか否かの判断を行うものとする。
  - 5 入札執行者は、前項の入札成否の判断に基づき、開札手続を終了するものとする。ただし、低入札価格調査の対象となる者がある場合には、低入札調査基準価格を下回る応札があった旨を記載した保留通知書を電子入札システムにより発行するものとする。
  - 6 前項の場合において、入札参加者は、保留通知書を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。
  - 7 入札執行者は、開札終了後、予定価格の制限の範囲内の価格で最も低い価格の入札者を最低価格入札者とする。この場合において、最低価格入札者が2人以上ある場合は、直ちに電子入札システムを利用して電子くじを行い、順位を決定するものとする。

**(落札候補者決定のための発注機関の長による入札参加資格要件審査)**

- 第15条 発注機関の長は、休日等を除く日に前条の規定による当該最低価格入札者に対して、ファクシミリ又は電話により連絡し、技術資料等の提出を指示するものとする。
- 2 最低価格入札者は、発注機関の長から技術資料等の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日等を含まない。）に提出しなければならない。
  - 3 一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、発注機関の長は、必要と認めたときは、すでに提出された技術資料に関しより詳細な資料を提出させることができるものとする。
  - 4 発注機関の長は、技術資料等の受領後速やかに、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第12条各号（第7号を除く。）の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。
  - 5 前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において第12条の規定による失格となった場合には、前項の後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。
  - 6 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（別記第5号様式）により取りまとめ、発注機関で保存するものとする。
  - 7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として5日（休日等を含まない。）以内に行わなければならない。

**(低入札価格調査について)**

- 第16条 最低価格入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行うものとする。

**(落札決定方法)**

- 第17条 発注機関の長は、休日等を除く日に落札決定を行うものとし、第15条に規定する手続を経て落札候補者となった者を落札者とする。ただし、落札候補者が低入札価格調査の対象である場合にあっては、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認のうえ、落札者とする。
- 2 入札執行者は、前項の規定により発注機関の長が落札者を決定したときは、休日等を除く日に落札者決定通知書を電子入札システムにより発行するものとする。
  - 3 前項の場合において、入札参加者は、落札決定通知書を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。

**(落札者の決定又は入札参加資格要件不適合の決定)**

- 第18条 発注機関の長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。
- 2 発注機関の長は、第15条第4項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して入札参加資格要件不適合通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。
  - 3 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）が、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約を行う場合であっても、同様とする。

**(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)**



第19条 前条第2項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認められた理由について説明を求めることができる。

- 2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書（別記第7号様式）を持参し、又は郵送して行うものとする。
- 3 発注機関の長は、第1項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
- 4 当該苦情の申立ては、前4条及び次条の事務の執行を妨げないものとする。

**(入札結果等の公表)**

第20条 発注機関の長は、対象工事の入札経過を開札後速やかに、対象工事の入札結果を落札決定の翌日（休日等の場合は、翌日以降で最も近い休日等でない日）に、入札情報システムにより公表するとともに、発注機関において閲覧に供するものとする。

- 2 発注機関の長は、落札決定が入札公告に記載する落札予定日より遅くなるのが判明したときは、変更後の落札予定日を、また、低入札価格調査が必要な入札にあっては、当該調査に着手したときにその旨を、入札情報システムにより公表するとともに、発注機関において閲覧に供するものとする。
- 3 発注機関の長は、前2項の公表までの間、入札経過及び入札結果の問い合わせには、一切応じないものとする。ただし、別に定めがある場合については、この限りではない。

**(入札の延期、取り止め)**

第21条 知事は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることができるものとする。

**(費用の負担)**

第22条 入札書等及び苦情申立書の作成、提出等に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

**(その他)**

第23条 発注機関は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

- 2 対象工事の入札関連書類は、和歌山県ホームページに掲載するものとする。

**(総合評価に係る読み替え)**

第24条 この要領に基づき入札を実施する建設工事のうち、総合評価落札方式実施要綱による総合評価を行うものについては、本要領中次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条	技術資料の作成	技術提案の作成
	技術資料作成要領	技術提案作成要領
第12条第2号	工事費内訳書	工事費内訳書及びシステムによる技術提案
第12条第8号	技術資料等	書面による技術提案等
第12条第9号	技術資料	技術提案
第12条第11号	工事費内訳書	工事費内訳書及び技術提案
第14条第7項	開札終了後	開札終了後、総合評価を行った結果
	最も低い価格	最も高い評価値
	最低価格入札者	最高評価値入札者
	直ちに電子入札システムを利用して電子くじを行い	当該者にくじを引かせて、又は当該者がくじ引きに参加できないときは入札事務に係りのない県の職員にくじを引かせて
第15条第1項及び第2項	最低価格入札者	最高評価値入札者
	技術資料等	書面による技術提案等
第15条第3項	技術資料	技術提案
第15条第4項	技術資料等	書面による技術提案等
	最低価格入札者	最高評価値入札者
	第7号を除く	第2号を除く
第15条第7項	開札日	総合評価が完了した日
第16条	最低価格入札者	最高評価値入札者
第18条第2項	最低価格入札者	最高評価値入札者
第23条第1項	技術資料	技術提案

附 則  
この要領は、平成19年6月1日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成20年10月1日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成20年11月1日から施行し、第4条については施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用し、第20条については平成20年11月17日以降に開札する対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成21年2月12日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成21年4月16日から施行し、平成21年5月1日以降に提出期間を定める対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第2条については施行日以後から、その他の改正後の規定については平成22年4月15日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成23年7月1日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成23年10月20日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成24年2月24日から施行し、平成24年4月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成25年8月12日から施行し、平成25年8月15日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成26年3月25日から施行し、平成26年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成26年4月30日から施行し、平成26年5月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成26年9月12日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成27年3月10日から施行し、平成27年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成28年3月1日から施行し、平成28年4月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成28年4月27日から施行し、平成28年6月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成28年5月19日から施行し、平成28年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成29年5月16日から施行し、平成29年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成30年3月1日から施行し、平成30年4月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成30年3月26日から施行し、平成30年6月1日以後に提出期間を定める対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成30年5月29日から施行し、平成30年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、令和元年5月23日から施行し、令和元年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、令和元年8月19日から施行し、令和元年10月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、令和2年5月21日から施行し、令和2年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、令和2年11月13日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
(施行期日)  
1 この要領は、令和3年3月2日から施行し、令和3年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。ただし、別記第7号様式の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)  
2 この要領の施行の際現に存する様式用の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則  
この要領は、令和3年5月24日から施行し、令和3年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、令和3年6月30日から施行し、令和3年7月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、令和3年9月15日から施行し、令和3年10月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、令和4年3月1日から施行し、令和4年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、令和4年5月17日から施行し、令和4年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、令和4年6月10日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、令和4年12月1日から施行し、令和5年1月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則  
この要領は、令和6年3月1日から施行し、令和6年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。